徳島市行財政改革推進プラン2018

～持続可能な質の高い市民サービスの実現を目指して～

平成３０年３月

徳島市

はじめに

本市では、平成 17 年及び平成 22 年に行財政健全化計画を策定し、懸念されていた財政再建準用団体への転落を回避するとともに、平成 26 年３月に策定した行財政力強化プランにおいては、これまでの成果を土台に健全化の取組みだけでなく、職員力や組織力等の様々な「力」の強化に取り組んでまいりました。

一方、人口減少の進行や少子高齢化の進展に伴い、市税等の一般財源収入の大幅な伸びが期待できないとともに、社会保障関係費の増加や老朽化に伴う公共施設等の改修・更新に多額の経費が必要となることが見込まれており、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営が求められています。

平成 29 年３月には、本市の新たなまちづくりの指針である「徳島市まちづくり総合ビジョン」を策定し、機動的かつ戦略的に施策を展開しているところです。

このような本市を取り巻く様々な環境の変化に柔軟に対応し、「徳島市まちづくり総合ビジョン」の将来像「笑顔みちる水都　とくしま」の実現に向けては、将来を見据えた健全な行財政基盤づくりが重要となります。このことから、このたび財政構造の改善に主眼を置いた「徳島市行財政改革推進プラン 2018」を策定いたしました。

行財政改革の推進にあたっては、私自らが先頭に立ち、全職員一丸となって、市民の皆さまが真の「豊かさ」を実感できる市政の実現を目指してまいりますので、本市の行財政改革に向けた取組みへの市民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市議会議員の皆さまをはじめ、市民会議委員及び市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成 30 年３月

徳島市長　遠 藤 彰 良

目　　次

第１部　行財政運営の大綱

Ⅰ　これまでの行財政改革の歩み　１
　１　行財政健全化の取組み　１
　２　行財政力強化の取組み　１

Ⅱ　本市を取り巻く環境の変化等　３
　１　環境の変化　３
　２　財政状況　８

Ⅲ　目指すべき行財政運営の考え方　９
　１　行財政運営の基本理念　９
　２　計画の位置付け　９
　３　計画期間　１０
　４　計画の対象　１０

Ⅳ　基本方針　１１

Ⅴ　財政構造の改善　１２
　１　収支不足への対応（財源確保対策）　１２
　２　財政構造改善の基本的取組み　１４
　３　目標の設定　１７

Ⅵ　職員配置の適正化　１８
　１　定員管理の状況　１８
　２　適正化の方針　２０

Ⅶ　ＫＰＩ（重要業績評価指標）　２２

Ⅷ　計画の推進　２３
　１　推進方法　２３
　２　推進体制　２３
　３　進行管理　２３
　４　進捗状況の公表　２４

第２部　Ｒｅ：バース・プログラム（実行計画編）

Ⅰ　戦略的に取り組む項目　２５

Ⅱ　実行計画　２７

１　取組項目一覧　２７

２　取組項目　３１

参考資料

Ⅰ　策定経過　１０７

Ⅱ　徳島市行財政力強化市民会議設置要綱　１０８

Ⅲ　徳島市行財政力強化市民会議委員名簿　１１０

Ⅳ　徳島市行財政力強化推進本部設置要綱　１１１

Ⅴ　用語解説　１１４

第１部

行財政運営の大綱

Ⅰ　これまでの行財政改革の歩み

1　行財政健全化の取組み

本市では、平成 17 年 2 月の「財政危機宣言」を踏まえ、厳しい財政状況を早期に克服するとともに、将来を見据えた健全な行財政運営を確立するため、平成 17 年 12 月に「徳島市行財政健全化計画 2005」（平成 18 年度～21 年度。以下「第 1 期計画」という。）を策定し、79 の具体的な取組項目を実施しました。

その成果として、職員数では、外部委託の推進や公の施設への指定管理者制度の導入等により、削減目標数 251 人を 8 人上回る 259 人を削減するとともに、財政面では、徹底した歳入確保及び歳出抑制により、計画額 152 億円を 39 億円上回る 191 億円の財源を確保し、懸念されていた財政再建準用団体への転落を回避することができました。

また、平成 22 年 3 月に策定した「第 2 期徳島市行財政健全化計画 2010」（平成 22 年度～25 年度。以下「第 2 期計画」という。）では、第 1 期計画で取り組んできた健全化の歩みを停滞させることなく、更なる行財政健全化を効果的・効率的に推進するため、56 の具体的な取組項目を実施しました。

その成果として、職員数では、削減目標数 70 人を 2 人上回る 72 人を削減するとともに、財政面では、安定的・弾力的な財政構造への転換に向けた取組みにより、約 60 億円の基金残高（財政調整基金・減債基金）を確保しました。

2　行財政力強化の取組み

これまでの健全化の取組みだけでなく、様々な「力」を強化しながら、次のステージへと進むため、自らの判断と責任において多様な政策課題を効果的・効率的に処理できる経営型の行政運営への転換に向けて、平成 26 年 3 月に「徳島市行財政力強化プラン 2014」（平成 26 年度～29 年度。以下「強化プラン」という。）を策定し、安定的な財政運営や職員配置の適正化への取組みと併せて 4 つの基本的な方針に基づく 38 の取組項目を実施してきました。

その成果として、職員数では、44 人の削減を見込むとともに、財政面では、平成 28 年度決算において、財政中期展望における基金充当後の累積収支 48 億円を上回る 63 億円の基金残高を確保するなど、行財政力の強化に向けて一定の成果を挙げています。

■　**これまでの計画の主な取組成果**

計　画	主な取組成果
第１期計画 （平成 18 年度 ～21 年度）	・259 人の職員数削減 ・191 億円の財源確保 ・新窓口の開設（母子・乳幼児コーナーや証明コーナーの開設、フロアマネージャーの配置等） ・市民参加基本条例の制定・実施 ・職員提案制度の実施
第２期計画 （平成 22 年度 ～25 年度）	・72 人の職員数削減 ・約 60 億円の基金残高の確保 ・休日窓口の開設 ・支所での税務証明書の発行 ・コンビニエンスストアでの市税等の収納
強化プラン （平成 26 年度 ～29 年度）	・44 人の職員数削減（見込み） ・財政中期展望における基金充当後の累積収支 48 億円を上回る 63 億円の基金残高の確保（平成 28 年度決算） ・さわやかスマイル運動や窓口総合勉強会の実施 ・子ども・子育ての相談窓口やポータルサイトの開設 ・コンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付 ・ホームページの全面リニューアル ・国民健康保険料等のペイジー口座振替受付サービスの開始 ・市民病院内にがんセンターや患者支援センターの設置

II　本市を取り巻く環境の変化等

1　環境の変化

⑴　「徳島市まちづくり総合ビジョン」による施策展開

本市では、目指すまちの姿「笑顔みちる水都　とくしま」の実現に向けて、機動的かつ戦略的に取り組む政策の基本的な方針を示す、新たなまちづくりの指針として「徳島市まちづくり総合ビジョン」（平成29年度～38年度。以下「総合ビジョン」という。）を平成29年3月に策定しました。

① 政策横断型プロジェクト「徳島市未来チャレンジ総合戦略」の実施

国においては、人口減少克服・地方創生の実現に向けて、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年11月に制定しました。これに基づき、本市では、「徳島市人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）で示した2060年における本市人口を24万人超に維持するため、５年間（平成27年度～31年度）で取り組む施策の基本的な目標や方向性を示した「徳島市未来チャレンジ総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を平成27年12月に策定し、地域経済の活性化や子育て支援策の充実等に取り組んでいます。

なお、総合ビジョンにおいては、この総合戦略を政策横断型プロジェクトとして、地方創生に向けた総合的な計画に位置付け、社会情勢の変化等に対応し、柔軟かつ機動的に展開することとしています。

② 新ホールの整備及び一般廃棄物中間処理施設の広域整備

本市における市民の文化活動の拠点となる新ホールの整備については、建設候補地を選定し、早期開館に向けての取組みを進めています。

今後は、新ホールの基本理念である「市民の芸術文化の創造拠点」としての施設の機能確保や公共施設として果たすべき役割を考慮した上で、民間活力（ＰＰＰ、ＰＦＩ等）の導入も視野に入れながら、事業費の抑制や財源の確保に努め、施設整備に取り組んでいく必要があります。

また、一般廃棄物中間処理施設の広域整備に向けて、建設候補地の選定を行うとともに、施設の管理運営を周辺市町から受託することで合意しました。

引き続き、周辺市町と連携強化を図りながら、施設整備に向けた取組みを進めてまいります。

③　子ども・子育て支援の充実や教育環境の向上

本市では、平成 27 年３月に「徳島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てにかかる経済的負担の軽減策として、子ども医療費助成を拡大したほか、幼児期における質の高い教育・保育を提供するため、幼保連携型認定こども園の整備に取り組んでいます。

また、学習環境の充実を図るため、幼稚園及び小・中学校にエアコンを導入するとともに、教育の情報化に対応するため、タブレット型ＰＣの整備に取り組んでいます。

引き続き、安心して子どもを生み育てられる環境や子どもたちが安全で快適に学べる環境を充実する必要があります。

⑵　国の政策

①　地方創生と地方分権の更なる推進

国は、自治体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組めるよう、意欲と熱意のある地域の取組みに対して、情報・人材・財政の３つの側面から支援していくこととしています。また、地方分権改革として、自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しによる規制緩和を進めており、平成 26 年度からは、全国的な制度改正に関する提案を自治体から広く募集を行う「提案募集方式」を導入するなど、新たなステージにおける地方分権改革を推進しています。

地方分権の更なる推進により、都市間競争が激化することが考えられることから、個性を活かし自立した行政運営に取り組む必要があります。

②　地方行政サービス改革をはじめとする経済・財政一体改革の推進

国は、平成 27 年６月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（いわゆる「骨太の方針」）において、経済・財政一体改革の取組みとして「経済・財政再生計画」（2016～2020 年度）を策定しました。この計画では、公共サービスの無駄をなくし、質を改善するため、国、地方、民間が一体となって歳出改革に取り組むこととしました。

これを受けて、総務省は自治体に対して、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項として、民間委託の推進や指定管理者制度の活用、ＢＰＲの手法やＩＣＴを活用した業務の見直し、自治体情報システムのクラウド化の拡大等の積極的な業務改革の推進に努めるよう要請しました。

引き続き、これらの業務改革に積極的に取り組み、質の高い市民サービスを効果的・効率的に提供する必要があります。

⑶　その他社会情勢の変化

①　本格的な人口減少社会の到来

平成 27 年（2015 年）の国勢調査では、調査開始以来、初めて日本の総人口が減少しました。

人口減少は地方において特に深刻であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市人口は、平成 52 年（2040 年）に約 20 万 6 千人まで減少することが見込まれています。

人口減少に伴う影響は、地域産業の衰退や地域コミュニティの担い手不足による機能低下が想定されるだけでなく、市税収入の落ち込みにより、社会インフラの維持が困難となることや市民サービスの低下が懸念されます。

このため、人口ビジョン及び総合戦略における目指すべき将来の方向性を踏まえ、あらゆる施策を総動員した人口減少克服への取組みを一層加速していく必要があります。

■　**徳島市の将来推計人口**

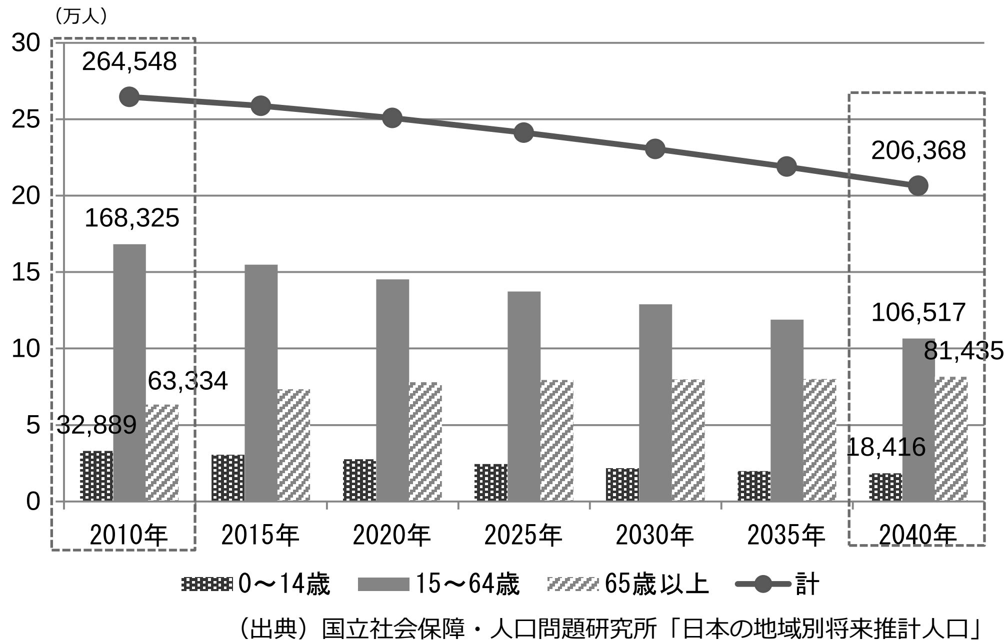

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

②　自然災害リスクへの対応

今後 30 年以内に 70%程度の確率で発生すると言われている南海トラフ地震に加え、近年、全国各地で多発している記録的な豪雨等の自然災害のリスクに備え、ソフト、ハード両面からの防災・減災の取組みを進める必要があります。

特に、大規模な災害に行政の力「公助」だけで対応することは不可能であり、自らの安全は自らで守る「自助」や地域コミュニティにおける相互の助け合い「共助」による防災・減災対策を推進する必要があります。

③　高度情報化の進展

市民生活において、スマートフォンやタブレットの普及により、ＳＮＳをはじめとしたＩＣＴ（情報通信技術）が飛躍的に進展しており、行政においても、マイナンバー制度の導入など一層の情報化が進み、市民サービスの向上や行政運営の効率化が図られるとともに、地域経済の活性化や地域課題の解決にもつながると期待されています。

本市では、コンビニエンスストアでの市税等の収納や住民票の写しの交付、また、電子申請の導入等に取り組んできましたが、引き続き、ＩＣＴの利活用を促進するとともに、マイナンバーカードを活用した更なる手続きの簡素化や新たなサービスの提供を行い、効率的で利便性の高いまちづくりを進めていく必要があります。

④　公共施設等のマネジメント

本市では、公共施設等の管理に関する基本方針を定めた「徳島市公共施設等総合管理計画」（平成 29 年度～38 年度。以下「総合管理計画」という。）を平成 28 年 12 月に策定しました。この計画において、本市の公共施設等（建物）のうち、築 30 年以上経過したものが延床面積全体の 60%程度を占めており、今後、一斉に老朽化に伴う大規模改修・更新の時期を迎えることになります。

少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化や財政状況を踏まえながら、長期的な視点を持って計画的に施設の改修や更新、規模の適正化を進めるため、総合管理計画に基づき、公共施設等の長寿命化、施設保有量の適正化や施設運営の最適化・効率化に計画的に取り組む必要があります。

■　公共施設等（建物）の年度別整備状況

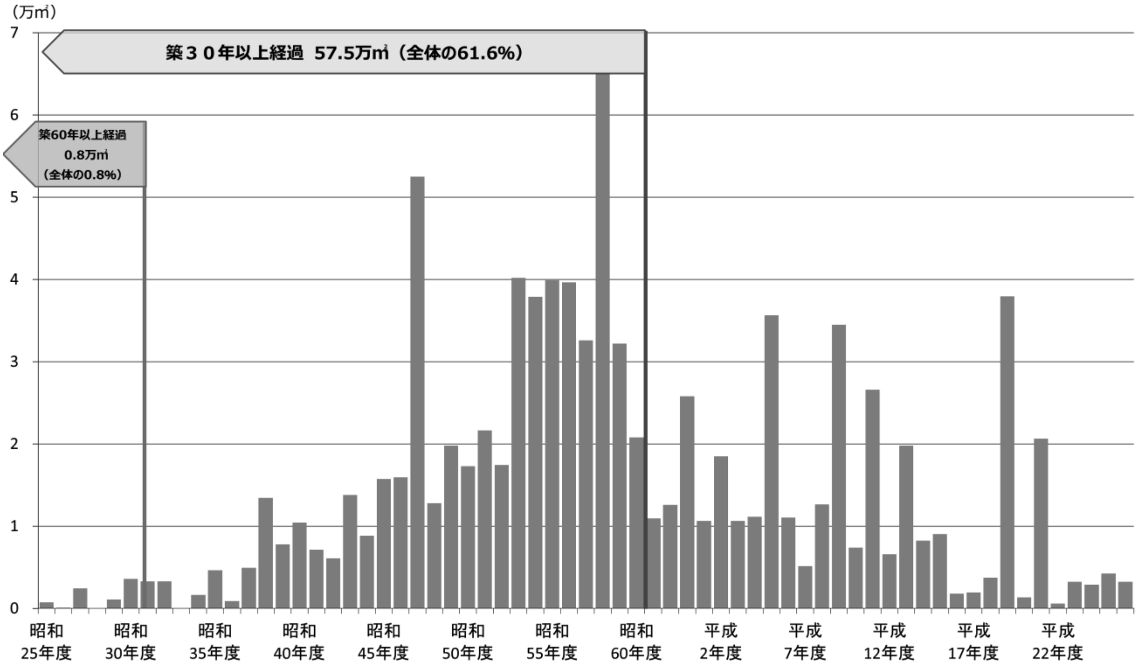

2　財政状況

⑴　本市の財政状況

平成 28 年度の一般会計決算は、市税収入は微増したものの、地方消費税交付金の減等により主要一般財源収入が減少するとともに、社会保障関係費である扶助費が大幅に増加したこと等により収支が不足し、財政調整基金及び減債基金を合わせ約 13 億円の取崩しを行うことで、これを補いました。

このことにより、実質収支では約 1 億円の黒字を保つことができましたが、財政調整基金の繰入等を除く実質単年度収支は約 19 億円の赤字になるとともに、平成 21 年度以降増加を続けてきた財政調整基金及び減債基金の残高は減少し、平成 28 年度末で両基金合わせた残高は約 63 億円となっています。

また、財政構造においても、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率（義務的経費等の経常経費に、市税等の経常的な一般財源が充当された割合）が 96.8%まで上昇しており、財政の硬直化が進行している状況となっています。

⑵　今後の財政収支見通し

平成 29 年度の収支見込みをベースに、平成 33 年度までの財政収支を機械的に試算すると、仮に現状のままの財政運営を行った場合、平成 33 年度に財政調整基金等が枯渇する厳しい見通しとなっています。

■　中期財政収支試算（一般会計・一般財源ベース）

（単位　億円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
歳　入　A	596	600	604	608	611
⑴市税	399	401	407	404	406
⑵地方交付税	84	85	83	76	73
⑶その他	112	114	114	128	132
歳　出　B	608	614	614	622	631
⑴義務的経費	341	346	342	347	353
人件費	169	172	166	169	169
扶助費	86	89	92	94	97
公債費	87	85	85	84	86
⑵投資的経費	13	13	13	13	13
⑶その他	254	256	259	262	265
単年度収支(A-B)	▲12	▲15	▲9	▲14	▲20
累積収支 (基金充当後)	▲12 (52)	▲26 (37)	▲36 (28)	▲50 (13)	▲70 (▲6)

※（基金充当後）は、累積収支に財政調整基金及び減債基金を充当した後の収支です。
端数処理の関係で計が合わないところがあります。
今後の経済情勢等により変動します。

Ⅲ　目指すべき行財政運営の考え方

1　行財政運営の基本理念

本市では、これまでの第１期計画及び第２期計画に基づき、財源確保や定員の適正化等に取り組み、行財政健全化に一定の成果を挙げてきました。また、強化プランでは、これらの成果を土台にこれまでの健全化の取組みだけでなく、職員力や組織力等の様々な「力」の強化に取り組んできました。

一方、人口減少の進行や少子高齢化の進展に伴い、市税等の一般財源収入の大幅な伸びが期待できないとともに、社会保障関係費の増加や老朽化に伴う公共施設等の改修・更新に多額の経費が必要となることが見込まれることから、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営を行う必要があります。

以上のことから、財政構造の改善に主眼を置き、市税等の自主財源の一層の確保や聖域なき事務事業の見直しを図るなど、更なる行財政改革にスピード感を持って取り組み、持続可能な質の高い市民サービスを提供することで、市民が真の「豊かさ」を実感できる市政の実現を目指します。

2　計画の位置付け

行財政運営の基本理念に基づき、本市を取り巻く環境変化等に柔軟に対応するとともに、総合ビジョンの将来像「笑顔みちる水都　とくしま」の実現のための「行政運営方針」を具体化させ、将来にわたって健全な行財政基盤づくりを行うため、「徳島市行財政改革推進プラン 2018　～持続可能な質の高い市民サービスの実現を目指して～」を策定するものです。

3　計画期間

平成 30 年度（2018 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの４年間とします。

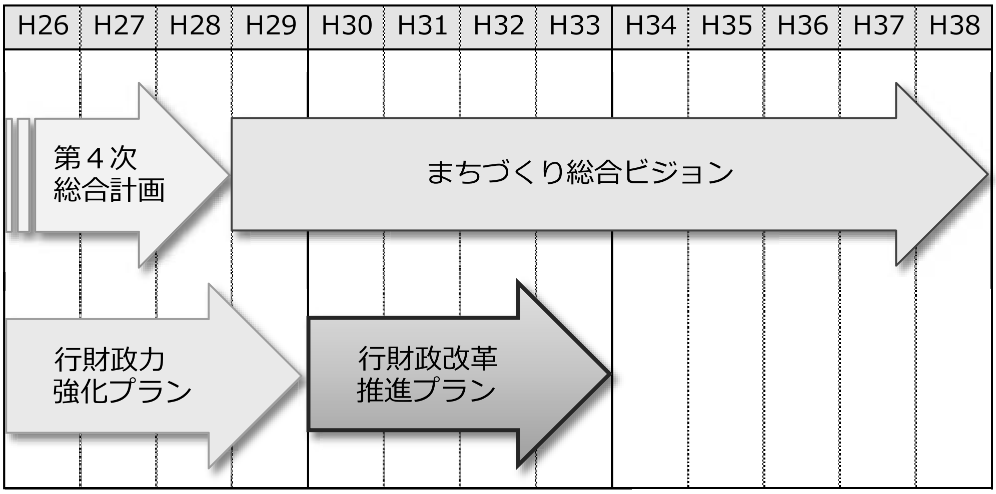

4　計画の対象

全部局を対象とします。

Ⅳ　基本方針

総合ビジョンに掲げる行政運営方針を基本方針として、行財政改革を進めるものとします。

基本方針１　市民参加の推進

◇　様々なメディアを通じた広報広聴活動の推進
◇　市民と行政相互の情報共有の促進
◇　幅広い過程における市民参加の推進

基本方針２　行政運営機能の強化

◇　ＩＣＴを活用した業務基盤の充実
◇　職員配置の適正化
◇　民間活力の積極的な活用
◇　効果的な政策立案・推進に向けた職員力・組織力の強化
◇　近隣自治体との連携

基本方針３　健全な行財政基盤の確立

◇　市税等の徴収強化による自主財源の確保
◇　事務事業の見直しによる歳出抑制の徹底
◇　様々な手法を用いた積極的な財源の確保

Ⅴ　財政構造の改善

1　収支不足への対応（財源確保対策）

中期財政収支試算では、現状のままの財政運営を続けた場合、一定の前提条件を付した機械的試算ではあるものの、平成 33 年度までの各年度において収支不足が生じ、累積で 70 億円の不足が見込まれます。

このため、歳入・歳出両面から収支不足に対する財源確保対策を講じることにより、財政調整基金等の取崩しを抑制し、収支バランスを維持することができる財政運営へと改善を図ります。

⑴　歳入の確保

市税等の徴収率の向上に努めるとともに、受益者負担の適正化を推進します。また、未利用財産の売却のほか、ネーミングライツ制度の導入等により、新たな財源確保を図ります。地方債を財源とする事業については、交付税措置のある有利な地方債を活用します。

⑵　歳出の抑制

歳入の確保に努めながら、収支バランスを維持するため、歳出の抑制を図ります。徹底した内部努力や事務事業の見直しによる経費の削減、特別・企業会計の経営改善による一般会計からの基準外繰出金の抑制等に努めます。

■　**財政健全化フレーム**

（単位　億円）

区　分		H29	H30	H31	H32	H33
中期財政収支試算	単年度収支　A	▲12	▲15	▲ 9	▲14	▲20
	累 積 収 支　B	▲12	▲26	▲36	▲50	▲70

区　分		H30	H31	H32	H33	計
歳入の確保		6	9	14	17	46
	市税等の徴収強化	5	8	11	14	38
	更なる財源確保	1	1	3	3	8
歳出の抑制		5	6	6	7	24
	徹底した内部努力	1	2	2	3	8
	事業見直し、特別・企業会計の健全化	4	4	4	4	16
財源確保計画額	単年度　C	11	15	20	24	–
	累　積　D	11	26	46	70	–

財源確保対策後の収支	単年度　A+C	▲12	▲ 4	6	6	4
	累　積　B+D	▲12	▲15	▲10	▲ 4	0

※端数処理により計が合わない場合があります。

2　財政構造改善の基本的取組み

⑴　基金に依存しない財政運営

収支不足を財政調整基金等で補てんするような対応を続ければ、いずれは基金が枯渇し、財政運営が立ち行かなくなります。

こうした状態から脱却し、基金への依存を極力抑制するためには、あらゆる手段を講じて、歳入を増加させる取組みを積極的に行うとともに、その財源の範囲内で、歳出を無駄なく効果的・効率的に執行することが重要であり、歳入に見合った歳出執行を基本とし、過度に基金に依存しない財政運営を目指します。

■　財政調整基金・減債基金残高の推移

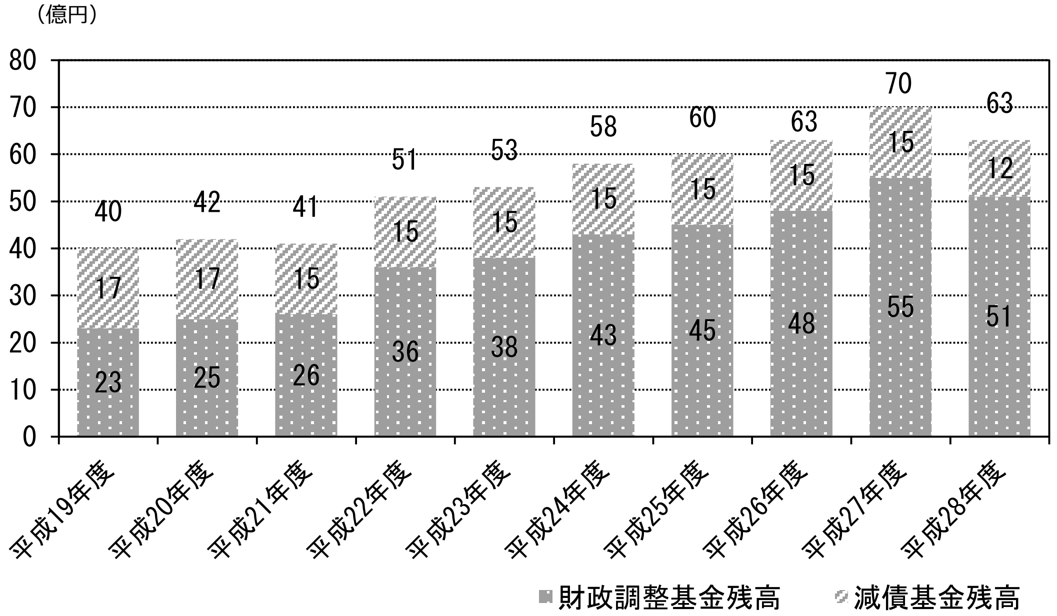

⑵　財政硬直化の軽減

近年、社会保障関係費である扶助費の増加に伴い、財政構造の硬直化の度合いを示す「経常収支比率」が上昇しています。こうした傾向が加速すると、財政運営は弾力性を失い、社会経済情勢の変化や政策課題等に柔軟に対応していくことが困難になります。

経常収支比率の抑制に向け、市税の徴収強化による経常一般財源収入の拡大とともに、経常経費の一層の抑制により、財政硬直化の軽減に努めます。

■　**経常収支比率の推移**

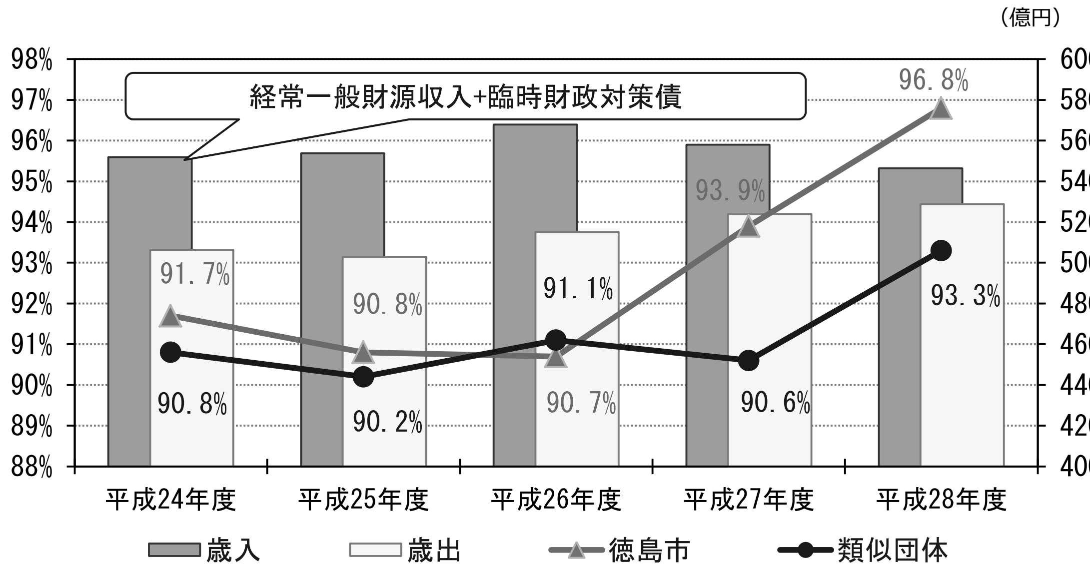

※経常収支比率…義務的経費（人件費・扶助費・公債費）などの経常経費に、市税等の経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示す比率です。
財政構造の弾力性を判断する指標として用いられます。
平成 28 年度市町村普通会計決算の経常収支比率（平成 29 年 9 月総務省速報値）は、92.5%（前年度 90.0%）です。

⑶　将来負担の抑制

持続可能な行財政運営を推進するためには、計画期間のみならず、将来の財政負担の抑制を図っていくことが重要です。とりわけ、地方債の発行については、事業実施年度の負担が平準化される一方で、後年度の公債費負担の蓄積につながるため、負担の抑制に向けた計画的な対応が必要です。

このため、償還費用が全額地方交付税措置される臨時財政対策債を除く通常債の発行については、交付税措置を考慮するとともに、事業の「選択」と「集中」を行い、発行額を極力抑制することにより、将来の財政負担の抑制を図ります。

■　一般会計における年度末地方債残高の推移

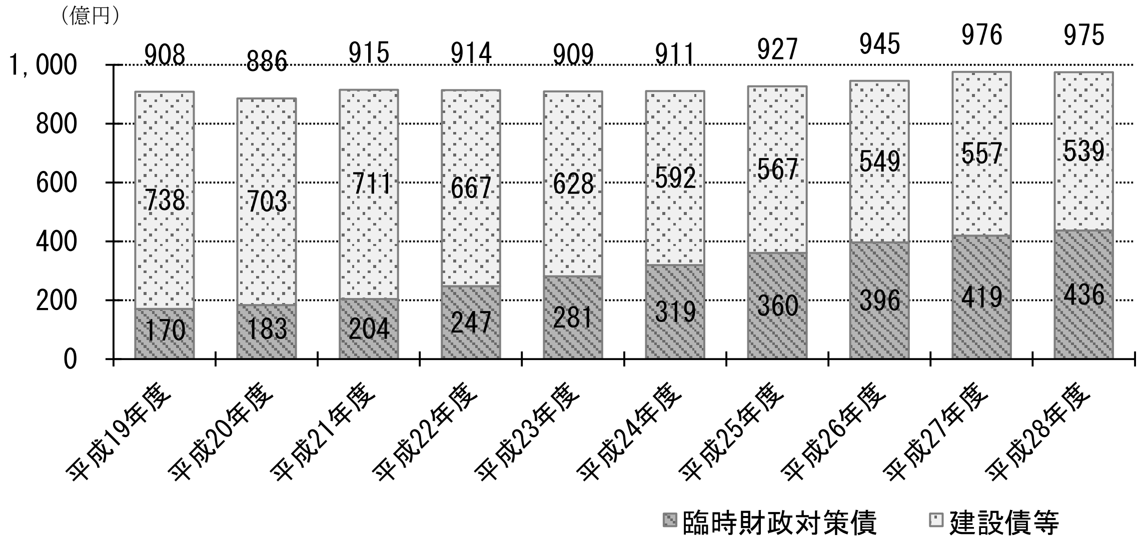

※臨時財政対策債…地方一般財源の不足を補うため特例として発行される地方債です。償還費用は全額地方交付税で措置されます。

■　**実質公債費比率の推移**

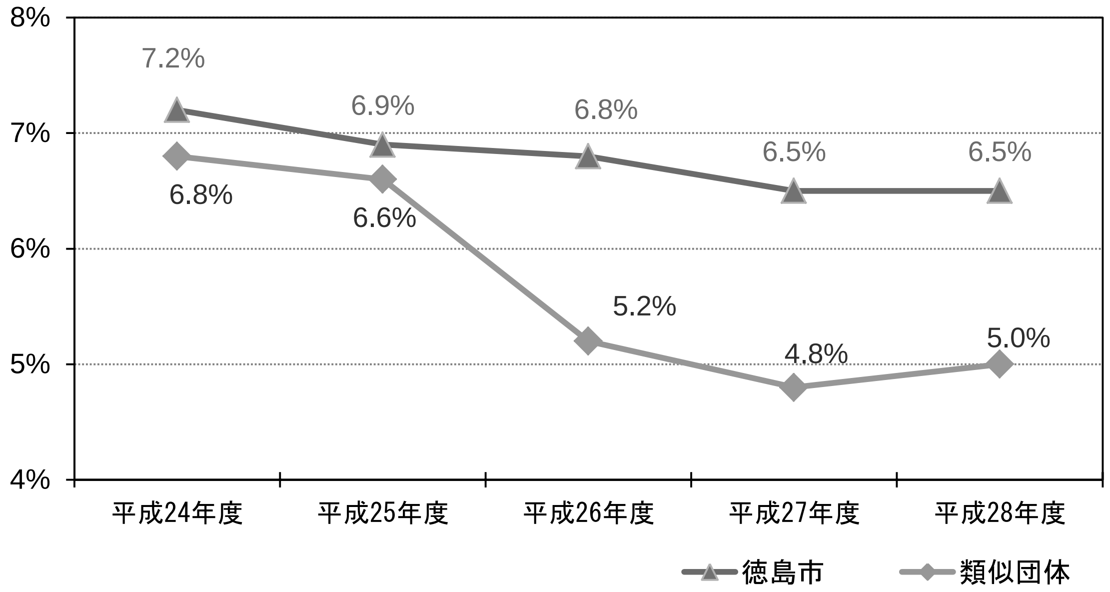

※実質公債費比率…公営企業の公債費に対する繰出しも含め、地方自治体の一般財源に対する実質的な借金の比率です。18%を超える団体は地方債発行に国の許可が必要となります。
平成 28 年度市町村普通会計決算の実質公債費比率（平成 29 年 9 月総務省速報値）は、6.9%（前年度 7.4%）です。

3　目標の設定

目標項目	現　状　値	平成 33 年度目標
財政調整基金及び減債基金残高	標準財政規模の 11.7% （平成 28 年度末残高　63 億円）	標準財政規模の 12%以上
経常収支比率	96.8% （平成 28 年度決算）	類似団体平均以下 (参考：平成 28 年度類似団体決算調査値平均 93.3%)
実質公債費比率	6.5% （平成 28 年度決算）	類似団体平均以下 (参考：平成 28 年度類似団体決算調査値平均 5.0%)

※標準財政規模…地方自治体の通常的な状態で通常収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模を示します

Ⅵ　職員配置の適正化

1　定員管理の状況

本市では、より簡素で効率的な行政運営を目指し、平成 17 年度に「第１期定員適正化計画」を、平成 21 年度に「第２期定員適正化計画」を策定し、定員の適正化を進めてきました。

また、強化プランにおいては、スクラップアンドビルドを基本とした職員の再配置等による増員の抑制に努めるなど、職員配置の適正化を進めてきました。

これらの取組みにより、本市の職員数は平成 17 年度の 3,237 人から平成 29 年度には 2,835 人となり、402 人を削減しました。

しかし、他都市との職員数の比較では、平成 28 年４月１日現在での本市の人口１万人当たりの職員数は 111.1 人であるのに対し、類似団体（27 市）は 76.9 人と、本市が大きく上回っています。特に、一般行政（福祉関係）、特別行政、公営企業等で大きく上回っています。

また、県庁所在都市（政令指定都市を除く 31 市）との比較でも、県庁所在都市の人口１万人当たりの職員数は 80.3 人と、本市が上回っている状況にあります。類似団体と同様に、一般行政（福祉関係）、特別行政、公営企業等で上回っています。

■　**職員数の推移**

（単位　人）

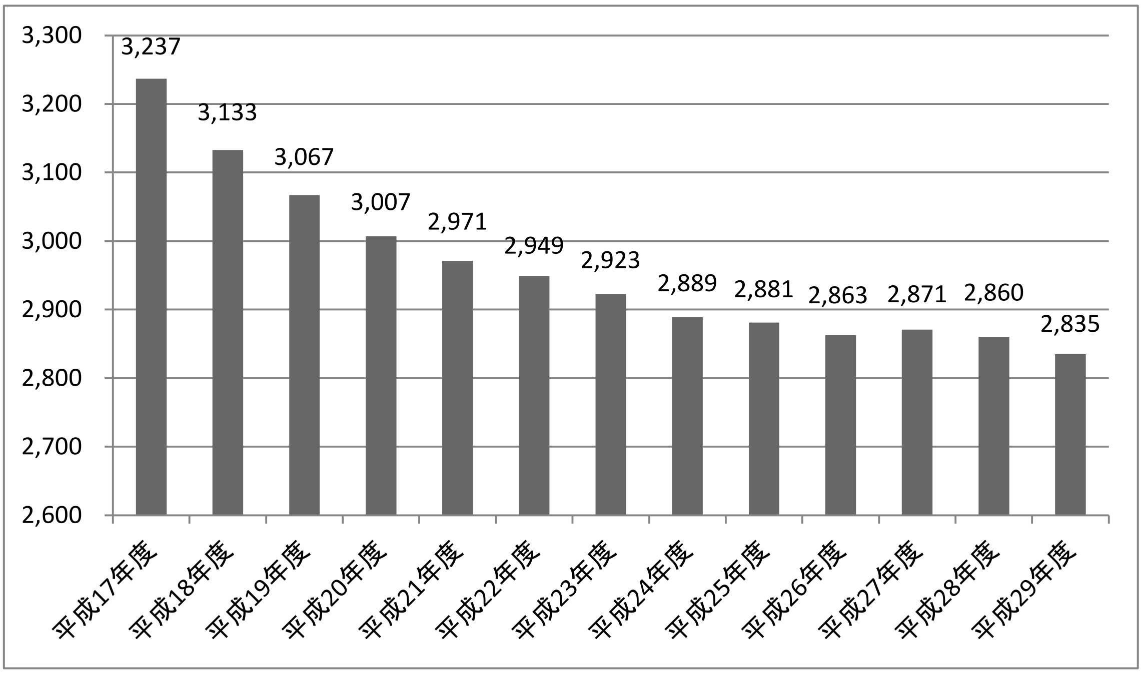

■　**部門別職員数の状況**

（単位　人）

区　分		第１期・２期定員適正化計画			行財政力強化プラン			
		平成17年度	平成22年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度（見込み）
一般行政	一般行政（福祉関係除く）	649	623	613	618	615	613	621
	福祉関係（民生・衛生）	843	745	724	729	721	709	700
	小　計	1,492	1,368	1,337	1,347	1,336	1,322	1,321
特別行政（教育・消防）		813	765	734	729	722	712	705
下水道その他（国保事業等）		199	171	161	161	162	165	162
小　計		2,504	2,304	2,232	2,237	2,220	2,199	2,188
企業局	水道局	170	156	150	150	148	144	138
	交通局	110	95	74	74	68	65	62
	病院局	453	394	407	410	424	427	431
合　計		**3,237**	**2,949**	**2,863**	**2,871**	**2,860**	**2,835**	**2,819**

第１期計画（H17～H22）増減数【水道・交通除く】	▲ 259
第２期計画（H22～H26）増減数【水道・交通・病院除く】	▲ 72

行財政力強化プラン	対前年度増減数	―	8	▲ 11	▲ 25	▲ 16
	累計	―	8	▲ 3	▲ 28	▲ 44

■　**類似団体及び県庁所在都市（政令指定都市を除く 31 市）との人口１万人あたり職員数の比較（平成 28 年４月１日現在）**

（単位　人）

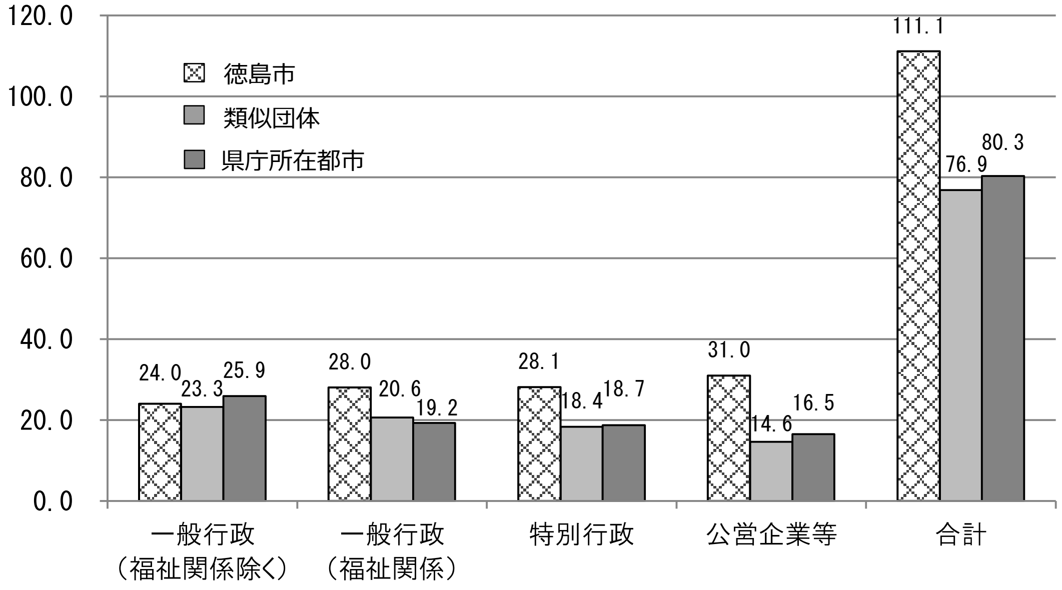

※類似団体（平成28年４月１日現在　　27市）
釧路市　苫小牧市　福島市　狭山市　上尾市　新座市　久喜市　市川市　松戸市　野田市　佐倉市　習志野市　流山市　八千代市　浦安市　府中市　東村山市　鎌倉市　藤沢市　秦野市　津市　和泉市　伊丹市　川西市　宇部市　山口市　【徳島市】

※県庁所在都市（平成28年４月１日現在　　31市）
青森市　盛岡市　秋田市　山形市　福島市　水戸市　宇都宮市　前橋市　富山市　金沢市　福井市　甲府市　長野市　岐阜市　津市　大津市　奈良市　和歌山市　鳥取市　松江市　山口市　高松市　松山市　高知市　佐賀市　長崎市　大分市　宮崎市　鹿児島市　那覇市　【徳島市】

2　適正化の方針

これまで本市では、多様化・複雑化する市民ニーズや国・県からの権限移譲による業務量の増加等に対応しつつ、職員数の削減を進めてきました。

しかしながら、類似団体と比較した場合には、部門別の職員数の不均衡など、いまだに不十分な状況にあります。

地方行政サービス改革の推進をはじめとした国からの要請や地方創生への対応が求められる中、限られた人員や財源を最大限活用し、持続可能な質の高い市民サービスを提供していくため、引き続き効果的・効率的な職員配置の適正化に努めます。

⑴　適正化の期間

平成 30 年度（2018 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの４年間とします。

⑵　対象職員・対象部門

①　対象職員：一般職に属する職員で、条例で定める定数の対象となる職員

②　対象部門：全部局（ただし、水道局、交通局、病院局を除く。）

⑶　適正化の方法等

①　事務事業及び組織体制の見直し

事務事業を精査するとともに、組織体制の見直しを行い、より効果的で効率的な職員配置に努めます。

②　外部委託等の推進

市民サービスの水準の維持及び向上に留意し、行政責任の確保を前提として、外部委託等を引き続き推進します。

なお、期間中に外部委託等が進み、余剰人員が生じた場合でも、整理退職は行わないものとします。

また、技能職員の退職による欠員については、外部委託の実施や職員体制の見直し等により対応することとし、新たな採用は行わないものとします。

③　再任用制度の活用

再任用職員の長年培ってきた知識や経験、能力を十分に発揮できるよう柔軟かつ効果的に配置します。

④　行政事務の効率化

ＩＣＴを効果的に利活用し、市民サービスの向上を図るとともに、内部事務の一層の効率化を図ります。

⑤　人材の育成

人材育成基本方針に基づき、職員力の強化及び専門能力の向上に向けた職場外研修や職場研修等を通じて、更なる自己研鑽意欲の向上と職務遂行のための知識や技能の習得を図ります。

⑥　ワークライフバランスの実現

業務の多様化・高度化に伴い、職員一人ひとりにかかる負担は増加しているため、職員の健康管理体制を充実するとともに、業務配分や仕事の進め方の見直しなど働き方改革を進め、ワークライフバランスの実現を図ります。

⑦　市民協働の推進

地域課題は多様化・複雑化してきており、新たな行政需要に対し、今後は行政だけでは十分に対応することが困難となってきているため、市民、ＮＰＯ、地域団体、事業者など多様な主体との連携を強化し、地域課題の解決を図ります。

⑷　目標数値

職員の退職状況や類似団体の職員数等を考慮し、年度別・部門別職員数の目標数値を次のとおり定めます。

■　**年度別・部門別職員数の目標数値**

（単位　人）

区　分		予定職員数				
		平成30年度（基準年）	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
一般行政	一般行政（福祉関係除く）	621	621	621	618	617
	福祉関係（民生・衛生）	700	690	680	672	671
	小　計	1,321	1,311	1,301	1,290	1,288
特別行政（教育・消防）		705	698	695	690	684
下水道その他(国保事業等)		162	162	162	162	162
合　計		2,188	2,171	2,158	2,142	2,134

対前年度増減数	－	▲ 17	▲ 13	▲ 16	▲ 8
累　計	－	▲ 17	▲ 30	▲ 46	▲ 54

※各年度４月１日現在の職員数
※国は、公務員の定年について、「公務員の定年の引上げに関する検討会」を設置し、具体的な検討を進めています。

Ⅶ　KPI（重要業績評価指標）

　本計画の実施にあたり、基本方針ごとに特に取り組むべき項目の目指すべき目標を具体化したＫＰＩを設定します。

　なお、ＫＰＩについては、社会・経済情勢の変化や取組みの進捗状況を踏まえ、おおむね平成 32 年度を目途に中間評価・見直しを図ります。

基本方針１　市民参加の推進

評　価　指　標	実績値（H28）	目標値（H33）
地区別津波避難計画の策定済地区数	５地区	15 地区
新たな地域自治協働システム構築地域数	０地域	５地域

基本方針２　行政運営機能の強化

評　価　指　標	実績値（H28）	目標値（H33）
マイナンバーカードの普及率	7.1%	16%
管理職職員等（係長以上）における女性職員の割合	24.2%（※）	34%
国・県への提言事項数	35 事項	40 事項

※平成 29 年４月１日現在

基本方針３　健全な行財政基盤の確立

評　価　指　標	実績値（H28）	目標値（H33）
市税の徴収率	93.8%	97%
経常収支比率	96.8%	類似団体平均 以下（※）

※平成 28 年度類似団体決算調査値平均：93.3%

Ⅷ　計画の推進

1　推進方法

この行財政運営の大綱に基づき、具体的な取組みを内容とする実行計画を定め、可能な限り目標数値を設定し、着実に取組みを推進していきます。

2　推進体制

⑴　行財政改革推進本部

市長を本部長とする行財政改革推進本部（部局長等で構成）を中心に、全職員が一丸となって行財政改革に取り組むとともに、進行管理を行い、計画を着実に推進します。

⑵　行財政改革推進市民会議

学識経験者や各種団体代表者等で構成される行財政改革推進市民会議を開催し、進捗状況について専門的見地や市民目線での意見をいただき、取組みの見直しや改革の推進につなげます。

3　進行管理

◇　計画（Plan）、実施（Do）、評価・検証（Check）、改善・見直し（Action）のＰＤＣＡマネジメントサイクルにより、進行管理を行います。

◇　年度ごとに個々の取組みの進捗状況や取組内容について、評価・検証（Check）し、必要に応じた改善・見直し（Action）を行い、計画（Plan）に反映させることにより、取組内容の充実を図ります。

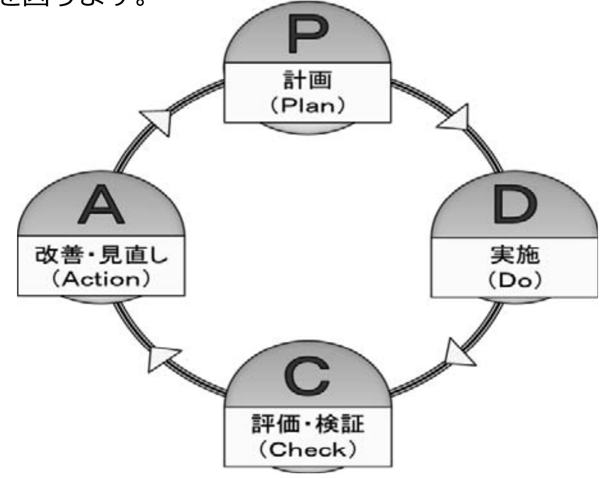

4　進捗状況の公表

進捗状況については、市議会へ報告するとともに、ホームページや広報紙を通じて、わかりやすく市民に公表します。

■　**推進体制図**

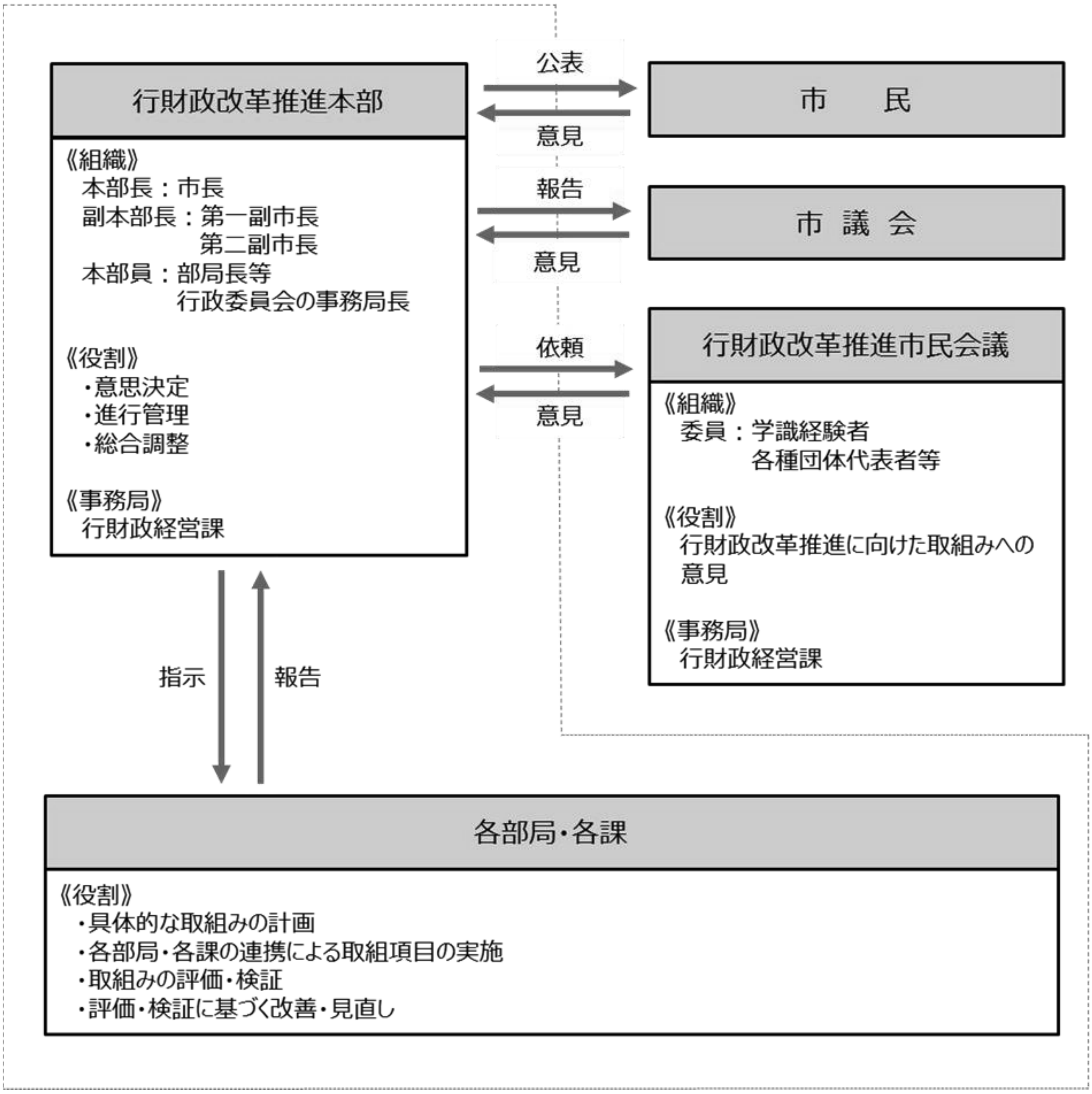

第２部

Ｒｅ：バース・プログラム

（実行計画編）

Ⅰ　戦略的に取り組む項目

行財政改革の推進にあたっては、第１部の「行財政運営の大綱」の３つの基本方針に基づき、戦略的に取り組む７つの項目を設定します。

《基本方針１》　市民参加の推進

戦略１　市政の「見える化」

○　市政情報を誰にでもわかりやすく発信するとともに、市民ニーズを的確に把握し、市政運営へ活用します。

戦略２　市政における市民との共創

○　地域の課題を地域で解決できる協働による地域づくりに向け、新たな担い手を発掘・育成するとともに、多様な主体との協働事業を推進します。

○　自主防災組織の充実・活性化を図るほか、地域主体の津波避難計画の策定など、地域住民の「自助」「共助」による防災対策の強化を行います。

《基本方針２》　行政運営機能の強化

戦略３　仕事と働き方の改革

○　マイナンバーカードを利用した電子申請を充実するとともに、窓口業務の効率化を進め、市民サービスの向上を図ります。

○　組織体制や業務の効率化等の業務改善を推進するとともに、ワークライフバランスの実現や女性職員の活躍に向けて、働き方の見直しを推進します。

戦略４　連携経営の推進

○　県や近隣自治体等との広域連携により、スケールメリットを活かした効率的で質の高いサービスの提供や観光地域づくりを推進します。

《基本方針３》　健全な行財政基盤の確立

戦略５　財政基盤の強化

○　財政健全化フレームに沿った財源確保や過度に基金に依存しない効果的・効率的な予算編成を行うとともに、市債発行額の抑制を図り、財政規律を堅持します。

○　公平・公正な市民負担を維持するため、市税等の徴収率の向上等に取り組み、自主財源の確保を図るとともに、事務事業の見直しや特別会計・企業会計の健全化により、歳出抑制を徹底します。

戦略６　更なる財源確保

○　広告事業の拡大やネーミングライツ制度の導入等に取り組み、積極的に財源の確保を図ります。

戦略７　ファシリティマネジメントの推進

○　市有財産の利活用を積極的に進めるとともに、施設の長寿命化を含め、計画的な改修・更新・統廃合を行うとともに、施設保有量の適正化等に計画的に取り組みます。

■ 体系図

基本方針	戦略		取組項目
基本方針１ 市民参加の推進	**戦略１** 市政の「見える化」	1	市政情報の積極的な発信
		2	広聴機能の充実
		3	情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用
	戦略２ 市政における市民との共創	4	市民参加の機会拡大
		5	ＮＰＯ等との協働の活性化
		6	協働推進のための人材育成
		7	住民主体の防災体制の整備
		8	自主防災体制の充実
基本方針２ 行政運営機能の強化	**戦略３** 仕事と働き方の改革	9	市民本位のサービスの提供
		10	ＩＣＴの利活用
		11	総合的・機動的な組織の整備
		12	職員配置の適正化
		13	職員給料・諸手当の見直し
		14	危機管理体制の充実
		15	外部委託の推進
		16	政策形成力・企画力の向上
		17	人材育成と意識改革
		18	女性職員の活躍推進
		19	ワークライフバランスの実現
		20	柔軟な働き方の推進
		21	適正な事務処理の推進
	戦略４ 連携経営の推進	22	広域連携の推進
		23	自治体クラウドの導入
基本方針３ 健全な行財政基盤の確立	**戦略５** 財政基盤の強化	24	効率的な予算編成の推進
		25	市債の適正な管理
		26	市税の課税客体把握の徹底
		27	市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進
		28	事務事業の見直し
		29	税源涵養の推進（地域経済の活性化）
		30	生活保護の適正実施
		31	特別会計・企業会計の経営の適正化
	戦略６ 更なる財源確保	32	多様な財源の確保
		33	広告事業等による財源の確保
		34	ふるさと納税の推進
	戦略7 ファシリティマネジメントの推進	35	未利用財産の積極的な処分・活用
		36	公共施設の最適化
		37	学校等の規模の適正化

II　実行計画

基本方針及び戦略に基づく実行計画として、計画期間中に具体的にどのように取り組むかを示す「37 の具体的な取組項目」を定めます。

1　取組項目一覧

【基本方針１】市民参加の推進

戦略	市政の「見える化」		
1	1	市政情報の積極的な発信	企画政策課、広報広聴課
	2	広聴機能の充実	企画政策課、広報広聴課
	3	情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用	総務課、情報推進課

戦略	市政における市民との共創		
２	4	市民参加の機会拡大	総務課、関係課
	5	ＮＰＯ等との協働の活性化	市民協働課、道路維持課、保全課
	6	協働推進のための人材育成	市民協働課
	7	住民主体の防災体制の整備	防災対策課、保健福祉政策課
	8	自主防災体制の充実	消防局

【基本方針２】行政運営機能の強化

戦略	仕事と働き方の改革		
3	9	市民本位のサービスの提供	
		⑴ マイナンバーカードの普及促進	住民課、情報推進課、社会教育課、関係課
		⑵ 電子申請等の充実	子育て支援課、子ども施設課、保健センター
		⑶ 窓口サービスの向上	さわやか窓口相談室、関係課
		⑷ ごみ収集サービスの利便性向上	市民環境政策課、東西環境事業所
	10	ＩＣＴの利活用	
		⑴ 新情報化基本計画の策定・実施	情報推進課、関係課
		⑵ オープンデータの推進	情報推進課、関係課
	11	総合的・機動的な組織の整備	行財政経営課、関係課
	12	職員配置の適正化	人事課、行財政経営課、関係課
	13	職員給料・諸手当の見直し	人事課
	14	危機管理体制の充実	危機管理課、防災対策課、関係課
	15	外部委託の推進	行財政経営課、さわやか窓口相談室、市民環境政策課、東西環境事業所、学校教育課、給食管理室、関係課
	16	政策形成力・企画力の向上	企画政策課
	17	人材育成と意識改革	
		⑴ 文書・法令等事務能力の向上	総務課、会計課
		⑵ 人事配置と人材の確保	人事課
		⑶ 人材育成の推進	人事課
		⑷ 職員提案制度の見直し	行財政経営課
	18	女性職員の活躍推進	人事課、消防局、病院局
	19	ワークライフバランスの実現	人事課、職員厚生課、全部局
	20	柔軟な働き方の推進	人事課
	21	適正な事務処理の推進	
		⑴ コンプライアンスの徹底	総務課、人事課
		⑵ 監査機能の充実	監査事務局

戦略	連携経営の推進		
4	22	広域連携の推進	
		⑴ 定住自立圏の連携強化	企画政策課、関係課
		⑵ ＤＭＯの取組みの推進	観光課
		⑶ 一般廃棄物中間処理施設の整備	環境施設整備室
	23	自治体クラウドの導入	情報推進課

【基本方針３】健全な行財政基盤の確立

戦略	財政基盤の強化		
5	24	効率的な予算編成の推進	財政課
	25	市債の適正な管理	財政課
	26	市税の課税客体把握の徹底	市民税課、資産税課
	27	市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進	
		⑴ 市税の徴収率の向上	納税課、市民税課、資産税課
		⑵ 国民健康保険料の収納率の向上	保険年金課
		⑶ 介護保険料の収納率の向上	介護保険課
		⑷ 保育料の収納率の向上	子ども施設課
		⑸ 住宅使用料の収納率の向上	住宅課
	28	事務事業の見直し	企画政策課、財政課、全部局
	29	税源涵養の推進（地域経済の活性化）	
		⑴ 経済振興施策の推進	経済政策課
		⑵ 観光振興施策の推進	観光課
		⑶ 農業振興施策の推進	農林水産課、農業委員会事務局
	30	生活保護の適正実施	生活福祉第一課、生活福祉第二課
	31	特別会計・企業会計の経営の適正化	
		⑴ 各会計の経営の適正化の推進	各会計担当課、財政課
		⑵ 国民健康保険事業特別会計	保険年金課
		⑶ 介護保険事業特別会計	介護保険課
		⑷ 商業観光施設事業会計	観光課
		⑸ 食肉センター事業特別会計	農林水産課
		⑹ 中央卸売市場事業会計	中央卸売市場
		⑺ 住宅新築資金等貸付事業特別会計	住宅課
		⑻ 下水道事業特別会計	建設課、保全課、中央浄化センター、北部浄化センター
		⑼ 水道事業会計	水道局
		⑽ 旅客自動車運送事業会計	交通局
		⑾ 市民病院事業会計	病院局
		⑿ 奨学事業会計	学校教育課

戦略 6	更なる財源確保		
	32	多様な財源の確保	
		⑴ 国の支援制度や補助金等の活用	企画政策課、関係課
		⑵ 更新時の公用車の売却	管財課
		⑶ クラウドファンディングの推進	企画政策課、関係課
	33	広告事業等による財源の確保	
		⑴ 広告媒体等の拡大	管財課、広報広聴課、情報推進課、住民課、関係課
		⑵ ネーミングライツ制度の導入	管財課、とくしま動物園、社会教育課、スポーツ振興課、関係課
	34	ふるさと納税の推進	企画政策課、市民協働課、関係課

戦略 7	ファシリティマネジメントの推進		
	35	未利用財産の積極的な処分・活用	管財課、関係課
	36	公共施設の最適化	
		⑴ 指定管理者制度の導入と運用	行財政経営課、関係課
		⑵ 公共施設等総合管理計画の進捗管理	管財課、建設課、保全課、道路建設課、道路維持課、教育委員会総務課、水道局、関係課
		⑶ 体育施設のあり方の検討	スポーツ振興課
	37	学校等の規模の適正化	
		⑴ 幼保再編の推進	子ども企画課、学校教育課
		⑵ 小中学校の再編の検討	学校教育課

2　取組項目

37 の取組項目は、次のとおりです。

なお、表の凡例については、以下のとおりです。

<凡例>

取組項目	1　○○○の△△△			
担当	※取組みの中心となる担当課等（※1）を記載しています。			
取組内容	※取組みの概要を記載しています。			
目　標 (目標数値・効果)	※取組みの目標を記載しています			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	※具体的な手段、方法を示しています。 手段等の内容と期間は、４種類の矢印で示しています。（※2）			
	調査・研究	検 討	実 施	拡 大
取組指標と 目標数値	※目標数値が設定できるものについては、それぞれ記載しています。			
	○○	△△	□□	◇◇

※1　担当課以外の表記については、次のとおりです。

関係課 ・明記した取組み以外に、実施する取組みがある担当
・取組項目の進捗状況により、新たに対象となる担当

全部局 ・取組項目について、全ての部局が対象となる場合

※2　取組工程の矢印表示については、次のとおりです。

実 施	・取組目標が、その期間に概ね達成できる場合 ・制度変更等のフレームづくりをその期間に完成する場合　など
拡 大	・実施後、その内容や対象範囲等を段階的に拡大・充実する場合　など
検 討 又は 調査・研究	・具体的な実施内容等について検討する場合 ・調査や研究、実施に向けた準備、調整等を行う場合　など

【基本方針１】市民参加の推進

戦略１　市政の「見える化」

取組項目	1　市政情報の積極的な発信			
担当	企画政策課、広報広聴課			
取組内容	①　庁内会議の積極的な公開による「政策決定の見える化」を推進する。 ②　視覚障害者への広報媒体を充実する。 ③　災害時における効果的な広報を実施する。 ④　ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報発信を推進する。 ⑤　広報事業の見直しを行う。			
目　標 (目標数値・効果)	①　市政に対する市民の関心を高める。 ②　市政情報をより多くの人にわかりやすく伝える。 ③　災害・緊急情報を迅速に発信する。 ④　時間・場所を問わず、手軽に市政情報が得られるようにする。 ⑤　（仮称）徳島市広報のあり方検討会議を設置し、広報事業の見直しを行う。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①　マスコミへの公開や一般傍聴の実施、会議録の公開等			
	実 施 →	→	→	→
	②　声の広報（音訳デイジー化）の開始や点字版広報とくしまの発行			
	実 施 →	→	→	→
	③　災害時ホームページの作成、運用			
	実 施 →	→	→	→
	④　広報紙のデジタルブック化やＳＮＳを活用した広報の充実			
	実 施 →	→	→	→
	⑤　（仮称）徳島市広報のあり方検討会議の設置、広報事業の見直し			
	検 討	実 施 →	→	→
取組指標と 目標数値	ＳＮＳによる広報（Ｔwitter、ＬＩＮＥなど）のフォロワー数 （平成 28 年度実績：620 人）			
	750 人	800 人	850 人	900 人

取組項目	2　広聴機能の充実				
担当	企画政策課、広報広聴課				
取組内容	①　市民満足度調査の見直しを行う。 ②　市民ポストや市政へのメールに寄せられた意見とそれに対する本市の対応を公表する「市民の声の見える化」に取り組む。				
目　標 (目標数値・効果)	①　調査項目や内容の改善を図り、市民ニーズや事業効果の更なる把握を行う。 ②　平成 31 年度からホームページに（仮称）「市民の声」を設け、市政への意見とその対応を公表する。				
取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①	市民満足度調査の調査項目や内容の見直し			
		実 施 →	実 施 →	実 施 →	実 施 →
	②	ホームページへの（仮称）「市民の声」の開設			
		検 討 →	実 施 →	実 施 →	実 施 →
取組指標と目標数値	市民満足度調査有効回答数（平成 29 年度実績：958 件）				
		1,050 件	1,100 件	1,150 件	1,200 件

取組項目	3　情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用				
担当	総務課、情報推進課				
取組内容	①　情報公開条例と個人情報保護条例との整合性を確保しながら、引き続き、それぞれの条例の適正な運用を行う。 ②　個人情報の利活用や行政情報を取得しやすい制度の構築を図る。 ③　ウェブサイトへの不正アクセス被害や、情報漏洩を防止するための情報セキュリティの強化を行う。				
目　標 (目標数値・効果)	①　積極的に行政情報を提供するとともに、個人情報の適正管理を図る。 ②　市民が必要とする行政情報を容易に利用できるようにする。 ③　外部への情報漏洩事故をゼロにする。				
取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①	情報公開制度の研修の実施、情報公開条例・個人情報保護条例の運用状況の公表			
		実施 →	→	→	→
	②	匿名加工情報の提供に向けた個人情報保護条例の改正及び運用			
		検討 →	実施 →	→	→
		行政情報を取得しやすい新たな制度の検討・実施			
		検討 →	→	実施 →	→
	③	徳島市情報セキュリティポリシーに基づく内部監査の実施、職員への情報セキュリティ研修や訓練の実施			
		実施 →	→	→	→
取組指標と 目標数値	情報セキュリティに関する訓練の実施回数（平成 28 年度実績：１回）				
		２回	２回	２回	２回

【基本方針１】市民参加の推進

戦略２　市政における市民との共創

<table>
<tr><td>取組項目</td><td colspan="4">４　市民参加の機会拡大</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="4">総務課、関係課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="4">市民参加手続※の積極的な周知・啓発を図る。また、市民参加手続の進行管理を行う。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="4">市民の幅広い意見を収集し施策へ反映することにより、市政への参加意識を高める。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取組工程</td><td>平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">市民参加手続に関する広報等の充実</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td colspan="4">市民参加手続の実施課と連携した進行管理</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組指標と
目標数値</td><td colspan="4">ホームページの市民参加手続ページへのアクセス件数
（平成 28 年度実績：3,037 件）</td></tr>
<tr><td>3,150 件</td><td>3,300 件</td><td>3,450 件</td><td>3,600 件</td></tr>
<tr><td colspan="4">Twitter の一投稿あたりのフォロワー数</td></tr>
<tr><td>10 人</td><td>15 人</td><td>20 人</td><td>25 人</td></tr>
</table>

※市民が意見を述べ、又は提案することを通じ、市政に関わるための手続き。
徳島市市民参加基本条例において、市の基本的な施策を定める計画の策定や市の基本的な制度について定める条例の制定等が必要な場合に、パブリックコメント手続や附属機関への付議等の方法により、市民参加手続を実施することとされている。

<table>
<tr><td>取組項目</td><td colspan="5">５　ＮＰＯ等との協働の活性化</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">市民協働課、道路維持課、保全課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　ＮＰＯ等との協働事業を推進する。
②　新たな地域自治協働システムを構築する。
③　市民と行政が連携した施設（道路・排水路等）の適切な維持管理に向け、今後の市民協働のあり方を検討する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　ＮＰＯ等との協働事業数を平成 33 年度に 102 事業にする。
②　新たな地域自治協働システムを平成 33 年度までに５地域で構築する。
③　新たな市民協働による道路、排水路等の施設管理を平成 34 年度以降に実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td>①</td><td colspan="4">協働提案事業の推進、ウェブサイトやＳＮＳを活用した行政とＮＰＯ等との交流の促進
実 施（平成 30 年度～平成 33 年度）</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="4">新たな地域自治協働システムの構築、構築地域の認定・支援
検 討（平成 30 年度～平成 31 年度）
実 施（平成 32 年度～平成 33 年度）</td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="4">市民協働による道路、排水路等の施設管理手法の検討
検 討（平成 30 年度～平成 33 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">ＮＰＯ等との協働事業数（平成 28 年度実績：87 事業）</td></tr>
<tr><td></td><td>93 事業</td><td>96 事業</td><td>99 事業</td><td>102 事業</td></tr>
<tr><td colspan="5">新たな地域自治協働システム構築地域数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>４地域</td><td>５地域</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>取組項目</td><td colspan="5">６　協働推進のための人材育成</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">市民協働課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　地域活動を推進する人材を発掘・育成する。
②　ＮＰＯ等の人材を育成する。
③　ＮＰＯ等との協働に関する職員研修を実施する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　コミュニティリーダーの資質向上と育成を図る。また、新たな地域自治協働システム構築と併せて、人材を発掘・育成する。
②　市民活力開発センターにおける相談・対応件数を平成 33 年度に 140 件にする。
③　ＮＰＯ等との協働に関する職員研修実施回数を平成 33 年度に８回にする。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">コミュニティリーダーに対する研修の実施、地域の担い手の発掘・育成</td></tr>
<tr><td>検 討</td><td colspan="3">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">市民活力開発センターの助言・相談の拡充による人材育成</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③</td><td colspan="4">ＮＰＯ等との協働に関する職員研修の強化</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">市民活力開発センターにおける相談・対応件数
（平成 28 年度実績：100 件）</td></tr>
<tr><td></td><td>110 件</td><td>120 件</td><td>130 件</td><td>140 件</td></tr>
<tr><td colspan="5">ＮＰＯ等との協働に関する職員研修実施回数
（平成 28 年度実績：３回）</td></tr>
<tr><td></td><td>５回</td><td>６回</td><td>７回</td><td>８回</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>取組項目</td><td colspan="5">７　住民主体の防災体制の整備</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">防災対策課、保健福祉政策課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　徳島市津波避難計画に基づき、地域の実情や住民の意見を取り入れた地区別津波避難計画の策定を支援し、人的被害の軽減を図る。
②　大規模災害発生時において、地域住民・避難者による避難所運営を行うため、各地区の避難所運営協議会の設立を推進する。
③　避難行動要支援者（以下、要支援者）の個別計画の策定を促進する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　地区別津波避難計画の策定済地区数を平成 33 年度に 15 地区にする。
②　避難所運営協議会の設立済施設数を平成 33 年度に 14 施設にする。
③　個別計画を策定した要支援者を平成 33 年度に 1,800 人にする。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">各地区での検討会議開催やワークショップの実施等による地区別津波避難計画の策定支援</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">各地区での避難所運営協議会設立のための準備会議の開催</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③</td><td colspan="4">地域の支援団体への要支援者情報の提供に関する同意確認の通知を要支援者に順次送付
実 施 →</td></tr>
<tr><td colspan="4">地域の支援団体への要支援者情報の提供
実 施 →</td></tr>
<tr><td colspan="4">地域の支援団体の支援による要支援者の個別計画の策定</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="6">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">地区別津波避難計画の策定済地区数（平成 28 年度実績： 5 地区）</td></tr>
<tr><td></td><td>9 地区</td><td>11 地区</td><td>13 地区</td><td>15 地区</td></tr>
<tr><td colspan="5">避難所運営協議会の設立済施設数（平成 28 年度実績： 4 施設）</td></tr>
<tr><td></td><td>8 施設</td><td>10 施設</td><td>12 施設</td><td>14 施設</td></tr>
<tr><td colspan="5">個別計画策定者数（平成 28 年度実績：0 人）</td></tr>
<tr><td></td><td>640 人</td><td>980 人</td><td>1,420 人</td><td>1,800 人</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>取組項目</td><td colspan="5">8　自主防災体制の充実</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">消防局</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　地区自主防災連合組織の活動を支援する。
②　市民防災指導員を育成・活用する。
③　小学校で消防活動を体験する移動消防署を実施する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　地区自主防災連合組織結成率 100%を目指す。
②　市民防災指導員を研修会講師や防災訓練の補助者として、120 人の活用を目指す。
③　市内全ての小学校で移動消防署を実施し、次世代の防火・防災リーダーの育成を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">地区自主防災連合組織の活動に対する各種補助、未結成地区への結成の働きかけ</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">市民防災指導員の活用（研修会講師や防災訓練の補助者）</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③</td><td colspan="4">小学生を対象とした移動消防署の実施</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="6">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">自主防災連合組織結成率（平成 28 年度実績：96%）</td></tr>
<tr><td></td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr>
<tr><td colspan="5">市民防災指導員の活用人数（平成 28 年度実績：72 人）</td></tr>
<tr><td></td><td>120 人</td><td>120 人</td><td>120 人</td><td>120 人</td></tr>
<tr><td colspan="5">小学校における移動消防署実施率（平成 29 年 9 月末現在：18%）</td></tr>
<tr><td></td><td>66%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr>
</table>

【基本方針２】行政運営機能の強化

戦略３　仕事と働き方の改革

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="5">9　市民本位のサービスの提供</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑴　マイナンバーカードの普及促進</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">住民課、情報推進課、社会教育課、関係課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　マイナンバーカードの普及を促進する。
②　マイナンバーカードの利活用事例の情報収集及び各部局への情報提供の支援を行う。
③　マイナンバーカードを市立図書館の利用者カードとして活用する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　マイナンバーカードの普及率を平成 33 年度に 16%にする。
②　マイナンバーカードの利活用事例の情報提供により、各部局での利活用の推進を図る。
③　マイナンバーカード発行数のうち、図書館利用者カードとしての登録割合を平成 33 年度に 40%にする。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">マイナンバーカードの普及促進</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">マイナンバーカードの利活用事例の情報収集及び各部局への情報提供</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③</td><td colspan="4">マイナンバーカードの図書館への導入に向けた、運用マニュアルの作成、機器の導入</td></tr>
<tr><td>検 討 →</td><td colspan="3">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">マイナンバーカード普及率（平成 28 年度実績：7.1%）</td></tr>
<tr><td></td><td>10%</td><td>12%</td><td>14%</td><td>16%</td></tr>
<tr><td colspan="5">マイナンバーカード発行数に対する図書館利用者カードへの登録割合</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>20%</td><td>30%</td><td>40%</td></tr>
</table>

取組項目	9　市民本位のサービスの提供				
	⑵　電子申請等の充実				
担当	子育て支援課、子ども施設課、保健センター				
取組内容	①　児童手当に関する各種手続及び児童扶養手当の面談予約に関する電子申請を開始する。 ②　保育所等利用申込の電子申請及びお知らせ通知を開始する。 ③　予防接種情報等のお知らせ通知の導入について調査研究を行う。				
目　標 (目標数値・効果)	①　児童手当に関する各種手続及び児童扶養手当の面談予約に関する電子申請の実施により、市民サービスの向上を図る。 ②　保育所等利用申込の電子申請の実施や、スマートフォン等へのお知らせ通知により、市民サービスの向上を図る。 ③　対象者の年齢に応じた予防接種や健診の情報をスマートフォン等にお知らせ通知することで、市民サービスの向上を図る。				
取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①	児童手当に関する各種手続及び児童扶養手当の面談予約に関する電子申請の受付開始			
		実 施 →	→	→	→
	②	保育所等利用申込の電子申請及びお知らせ通知の開始			
		実 施 →	→	→	→
	③	予防接種情報等のお知らせ通知の導入の調査・研究			
		調査・研究 →	→		
取組指標と 目標数値	電子申請による受付件数（児童手当及び児童扶養手当）				
		100 件	120 件	140 件	160 件
	電子申請による受付件数（保育所等利用申込）				
		20 件	40 件	60 件	80 件

取組項目	9　市民本位のサービスの提供				
	⑶　窓口サービスの向上				
担当	さわやか窓口相談室、関係課				
取組内容	①　総合窓口の設置等を検討する。 ②　さわやか窓口相談室の市民相談窓口を拡充し、相談事業の充実を図る。 ③　外国人住民への窓口サービスの充実を検討する。 ④　職員のスキルアップの研修や勉強会等を実施する。また、職員の接遇力向上に向けて、さわやかスマイル運動を推進する。				
目　標 (目標数値・効果)	①　総合窓口の設置等により、市民サービスの向上を図る。 ②　さわやか窓口相談室の相談事業の内容を充実させる。 ③　外国人住民への窓口サービスの向上を図る。 ④　職員の接遇力を高めることにより、市民満足度の向上を図る。				
取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①	総合窓口の設置等の検討			
		検 討 →	検 討 →	検 討 →	検 討 →
	②	さわやか窓口相談室の相談事業の利用状況や市民の要望を踏まえた市民相談窓口の拡充			
		検 討 →	検 討 →	実 施 →	実 施 →
	③	外国人住民への窓口サービスの充実に向けた具体的取組策の検討			
		検 討 →	検 討 →	検 討 →	検 討 →
	④	職員のスキルアップを目指した研修等の実施			
		実 施 →	実 施 →	実 施 →	実 施 →
		「さわやかスマイル運動」の全職員への周知啓発			
		実 施 →	実 施 →	実 施 →	実 施 →
		「さわやかスマイル運動」の見直しに向けた検討			
		検 討 →	検 討 →	検 討 →	検 討 →
取組指標と 目標数値	窓口アンケートにおける満足度(平成 28 年度実績：69.8%）				
		70%以上	75%以上	75%以上	75%以上
	さわやか窓口相談室の市民相談窓口の拡充（平成 28 年度実績：10 窓口）				
				11 窓口	11 窓口

取組項目	9　市民本位のサービスの提供			
	⑷　ごみ収集サービスの利便性向上			
担当	市民環境政策課、東西環境事業所			
取組内容	ごみ出しが困難な世帯にとって利便性が向上するごみ収集方式を検討・実施する。			
目　標 (目標数値・効果)	ごみ収集における市民サービスの向上を図る。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	ごみ出しが困難な世帯へのごみ収集方法・体制の検討			
	検 討 →	→		
	ごみ収集方針の決定及び収集サービスの実施			
		実 施 →	→	→

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="5">１０　ＩＣＴの利活用</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑴　新情報化基本計画の策定・実施</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">情報推進課、関係課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　本市における情報化の基本的な方向性を定めた新情報化基本計画を策定・実施する。
②　業務システムのパッケージ化の拡大や新しい技術（ＡＩ、ＩｏＴ、ビッグデータ等）の業務への活用に向けて、調査・検討を行う。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　新情報化基本計画に基づき、ＩＣＴを利活用した、業務の効率化と市民の利便性の向上を図る。
②　業務システムのパッケージ化により、業務の効率化を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">新情報化基本計画の策定・実施、ＰＤＣＡサイクルに基づく計画の見直し</td></tr>
<tr><td>検 討</td><td colspan="3">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">業務システムのパッケージ化に伴うコスト面・運用面の効果の分析等</td></tr>
<tr><td>調査・研究</td><td colspan="3">検 討</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="5">１０　ＩＣＴの利活用</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑵　オープンデータの推進</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">情報推進課、関係課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　オープンデータを充実するため、行政情報の公開に対する職員の意識啓発を図る。
②　市民や企業・大学等と協働し、オープンデータの活用を推進する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　平成 33 年度までにオープンデータカタログサイトに 190 データセットを掲載する。
②　公開データのうち、機械判読可能な形式（レベル３のＣＳＶデータ※）の割合を平成 33 年度に 20%にする。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">職員への行政情報公開の手続きの研修の実施</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →（平成 30 年度～平成 33 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②</td><td colspan="4">市民や企業・大学等を対象にしたオープンデータの活用に関するイベント開催</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →（平成 30 年度～平成 33 年度）</td></tr>
<tr><td colspan="4">協働提案事業への参加</td></tr>
<tr><td colspan="4">検 討 →（平成 30 年度～平成 33 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">公開データセット数</td></tr>
<tr><td></td><td>100 セット</td><td>130 セット</td><td>160 セット</td><td>190 セット</td></tr>
<tr><td colspan="5">機械判読可能な公開データ（レベル３のＣＳＶデータ）の割合</td></tr>
<tr><td></td><td>５%</td><td>10%</td><td>15%</td><td>20%</td></tr>
</table>

※オープンデータの公開レベルは機械判読のしやすさでレベル１からレベル５までの５段階にランク付けされている。レベル３は機械判読可能なＣＳＶ形式等でのデータ提供をいう。

取組項目	１１　総合的・機動的な組織の整備
担当	行財政経営課、関係課
取組内容	①　市民ニーズや本市の施策展開等に対応した組織改編を行う。 ②　平成 32 年４月から下水道事業に地方公営企業法を適用するとともに、上下水道事業を統合する。 ③　多様化する行政課題に対応できる業務体制への見直しを行う。 ④　有識者等の外部人材の活用を促進する。
目　標 (目標数値・効果)	①　効果的・効率的な組織体制の整備を図る。 ②　窓口の一本化による市民サービスの向上を図るとともに、共通部門の一元化による組織運営の効率化を図る。 ③　行政課題に対応した効果的・効率的な業務体制の整備を図る。 ④　外部人材の知識や経験を業務に活用し、市民サービスの向上や業務の効率化を図る。

取組工程

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
①	組織改編の実施				
		実 施 →	→	→	→
②	上下水道事業の統合				
		検 討 →	→	実 施 →	→
③	業務体制の見直し				
		実 施 →	→	→	→
④	外部人材の活用促進				
		実 施 →	→	→	→

<table>
<tr><td>取組項目</td><td colspan="5">１２　職員配置の適正化</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">人事課、行財政経営課、関係課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　専門的知識や経験を持つ人材の採用を行う。
②　職員配置の適正化を推進する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　多様で複雑な行政需要に効果的・効率的に対応できるよう、専門的知識・経験を持つ人材（任期付職員、再任用職員等）の配置を行う。
②　類似団体との部門別職員数の不均衡を是正し、行政需要に対応した効果的・効率的な職員配置を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">任期付職員の必要性や配置効果等の調査・研究、専門的知識・経験を持つ人材の採用・配置</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">外部委託や事務事業のスクラップアンドビルドによる効果的・効率的な職員配置</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">予定職員数（各年度４月１日現在の職員数）
（平成 29 年度実績：2,199 人（水道局、交通局、病院局を除く））</td></tr>
<tr><td></td><td>2,188 人</td><td>2,171 人</td><td>2,158 人</td><td>2,142 人</td></tr>
</table>

取組項目	１３　職員給料・諸手当の見直し			
担当	人事課			
取組内容	職員の給与水準について、地域の実情に応じ適宜見直しを行う。また、諸手当について適宜見直しを行う。			
目　標 (目標数値・効果)	職員給料・諸手当の見直しを行い、一層の適正化を図る。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	地域の実情に応じた給与水準への見直し			
	実　施 →			
	勤務の実情に応じた諸手当の見直し			
	実　施 →			

取組項目	１４　危機管理体制の充実				
担当	危機管理課、防災対策課、関係課				
取組内容	①　大規模災害時や危機事象発生時における職員の災害対応能力の強化を図るとともに、受援体制を整備する。 ②　外国人住民に対する防災意識の啓発を図るとともに、災害時における支援方法を検討する。				
目　標 (目標数値・効果)	①　大規模災害時や危機事象発生時に迅速な対応ができる体制を整備し、市民の被害軽減を図る。また、他県からの応援・ボランティアの受入れ体制等を整備し、災害復旧の迅速化を図る。 ②　防災意識の啓発及び災害時の迅速かつ的確な支援を実施し、外国人住民の被害軽減を図る。				
取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①	災害発生時における防災対策の迅速化を図るための初動対応訓練及び研修の実施、各部局との情報伝達体制の整備			
	①	実 施 →	実 施 →	実 施 →	実 施 →
	①	被災を想定した受援計画の策定、関連する計画の修正			
	①	検 討 →	検 討 →	実 施 →	実 施 →
	①	事業継続計画（ＢＣＰ）に基づく災害対応マニュアルの作成、訓練の実施、計画・マニュアルの修正			
	①	検 討 →	検 討 →	実 施 →	実 施 →
	②	徳島市津波・地震防災マップの外国語版リーフレットの配布			
	②	実 施 →	実 施 →	実 施 →	実 施 →
	②	大規模災害時における外国人相談窓口設置に向けた語学ボランティアの確保			
	②	検 討 →	検 討 →	実 施 →	実 施 →
取組指標と目標数値	初動対応訓練・研修の実施（平成 28 年度実績：47 回）				
		47 回	47 回	47 回	47 回

取組項目	１５　外部委託の推進
担当	行財政経営課、さわやか窓口相談室、市民環境政策課、東西環境事業所、学校教育課、給食管理室、関係課
取組内容	①　アウトソーシング推進に関するガイドラインの見直しを行う。 ②　一部窓口業務の外部委託を検討する。 ③　ごみ収集業務の一部を外部委託する。また、ごみ処理業務の外部委託も検討する。 ④　学校給食調理業務の平成 34 年度以降の一部外部委託について検討する。
目　標 (目標数値・効果)	①　ガイドラインの見直しにより、市民サービスの向上と業務の効率化を図る。 ②　一部窓口業務の外部委託により、市民サービスの向上と業務の効率化を図る。 ③　ごみ収集業務の一部外部委託により業務の効率化を図る。また、ごみ処理業務についても、業務の外部委託を含めた事業方式の検討を行い、業務の効率化を図る。 ④　学校給食調理業務の質の担保を前提とした外部委託により、業務の効率化を図る。

取組工程

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
①	「窓口業務の民間委託に関するマニュアル」を踏まえたガイドラインの見直し			
	実 施 →	実 施 →		
②	一部窓口業務の外部委託の検討			
	検 討 →	検 討 →	検 討 →	検 討 →
③	ごみ収集業務の一部外部委託			
	検 討 → 実 施 →	実 施 →	実 施 →	実 施 →
	ごみ処理業務の一般廃棄物中間処理施設整備の進捗に合わせた事業方式の検討			
	検 討 →	検 討 →	検 討 →	検 討 →
④	学校給食調理業務の一部外部委託の方法等の検討			
	検 討 →	検 討 →	検 討 →	検 討 →

取組項目	１６　政策形成力・企画力の向上			
担当	企画政策課			
取組内容	①　職員が政策立案・企画する機会を拡大する。 ②　産学官との連携を拡大する。 ③　近隣自治体と連携した政策提言を実施する。			
目　標 (目標数値・効果)	①　職員の政策立案力・企画力を向上させる。 ②　産学官と連携し、毎年新たな取組みを実施する。 ③　近隣自治体との連携を深め、共通課題解決に向けた政策提言力や推進力を高める。 　国・県への提言事項数を平成 33 年度に 40 事項にする。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
①	政策形成に係る職員研修での地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ）や統計分析集の活用促進			
	実 施 →	→	→	→
②	大学・企業等との連携事業の拡大			
	実 施 →	→	→	→
③	近隣自治体と連携した政策提言の実施			
	検 討 →	実 施 →	→	→
取組指標と目標数値	職員研修での成果による累計事業化数（平成 28 年度まで：６事業）			
	10 事業	12 事業	14 事業	16 事業
	産学官との連携事業数（平成 28 年度実績：９事業）			
	20 事業	22 事業	24 事業	26 事業
	国・県への提言事項数（平成 28 年度実績：本市からの要望 11 事項、市長会からの要望 24 事項）			
	40 事項	40 事項	40 事項	40 事項

取組項目	１７　人材育成と意識改革				
	⑴　文書・法令等事務能力の向上				
担当	総務課、会計課				
取組内容	①　職員の文書・法令事務研修等を充実する。 ②　職員の財務・会計事務研修の充実を検討する。				
目　標 (目標数値・効果)	①　職員の文書・法令事務能力の向上を図る。 ②　職員の財務・会計事務能力の向上を図る。				
取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①	文書・法令事務研修の充実			
		実 施 →			
		実践支援ツールの作成及び職員ポータルサイトへの掲載			
		実 施 →			
		ファイリングシステムの維持管理に向けたチェック体制の充実			
		実 施 →			
		例規データベースの起案機能による各課での例規改正案の作成			
		実 施 →			
	②	財務・会計事務研修の実施、研修内容の充実の検討			
		実 施 →			
取組指標と 目標数値	文書・法令事務研修参加者数（平成 29 年度見込：180 人）				
		190 人	200 人	210 人	220 人
	例規データベースによる例規改正案を作成した課				
		2 課	10 課	10 課	10 課
	財務・会計事務研修参加者数（平成 28 年度実績：171 人）				
		200 人	200 人	200 人	200 人

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="5">１７　人材育成と意識改革</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑵　人事配置と人材の確保</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">人事課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　職員の能力や適性等に応じたきめ細やかな人事配置を実現する。
②　職員採用試験制度の見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　職員の能力や適性を活かした人事配置、若手や女性職員の積極的な登用等を行い、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応できる行政運営体制の確立を図る。
②　職員採用試験制度をより人物重視の試験内容に見直し、多様で優秀な人材を確保する。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">ジョブローテーションや複線型の人事管理等の実施</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">より人物重視の試験内容を取り入れた職員採用試験制度への見直し</td></tr>
<tr><td colspan="2">検 討</td><td colspan="2">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">管理職職員等（係長以上）における女性職員の割合
（平成 29 年度実績：24.2%）</td></tr>
<tr><td></td><td>27%</td><td>30%</td><td>32%</td><td>34%</td></tr>
</table>

取組項目	１７　人材育成と意識改革			
	⑶　人材育成の推進			
担当	人事課			
取組内容	職員一人ひとりの能力を活かすことができる職場風土の醸成に取り組む。また、職員力の強化に向け、職場外研修の充実を図るとともに、専門能力の向上に向けた職場研修（ＯＪＴ）等の活性化を支援するなど、計画的な人材育成を推進する。			
目　標 (目標数値・効果)	人材育成基本方針に基づく取組みを推進し、職場の活性化及び職員の意識改革と行動変革を図る。また、研修内容の理解度を高めることで職員の更なる自己研鑽意欲と能力の向上を図る。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	職場研修（ＯＪＴ）の活性化と定着化支援に向けた取組みの実施			
	実施	実施	実施	実施
	能力向上に向けた研修内容の見直し・充実			
	実施	実施	実施	実施
	自己啓発のきっかけづくりや学びやすい環境づくり			
	実施	実施	実施	実施
	自律的な人材を育成するための効果的な研修の検討・実施			
	実施	実施	実施	実施
取組指標と目標数値	研修内容の理解度（平成 29 年９月現在：85.5%）			
	87%	88%	89%	90%

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="4">１７　人材育成と意識改革</td></tr>
<tr><td colspan="4">⑷　職員提案制度の見直し</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="4">行財政経営課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="4">提案者数や事業化数を増加させるため、職員提案・chiedas 運動の見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="4">職員の改革意識・改善意識を高め、職場を活性化させることにより、市民サービスの向上や業務の効率化を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">取組工程</td><td>平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">職員提案・chiedas 運動の見直し</td></tr>
<tr><td colspan="2">検 討</td><td colspan="2">実 施</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>取組項目</td><td colspan="5">１８　女性職員の活躍推進</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">人事課、消防局、病院局</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　徳島市特定事業主行動計画に基づく取組みを推進する。また、平成 31 年度に行動計画の改訂を行う。
②　女性消防職員の採用拡大に向けた取組みを推進する。
③　市民病院院内保育施設を整備する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　女性の活躍をさらに推進することにより、女性職員が希望に応じて、個性や能力を十分に発揮できる職場環境を整備する。
②　消防職員の採用試験受験者の女性割合を平成 33 年度に 10%にする。
③　市民病院院内保育施設を整備することで、病院局職員の育児休業からの円滑な職場復帰を支援する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組工程</td><td></td><td>平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td>①</td><td colspan="4">管理職職員等への女性職員の積極的な登用、行動計画の改訂等
実 施（平成 30 年度～平成 33 年度）</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="4">県内高校、大学等への積極的な広報の実施、女性向けの採用説明会の実施等
実 施（平成 30 年度～平成 33 年度）</td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="4">市民病院院内保育の実施
実 施（平成 30 年度～平成 33 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">【人事課】管理職職員等（係長以上）における女性職員の割合
（平成 29 年度実績：24.2%）[再掲]</td></tr>
<tr><td></td><td>27%</td><td>30%</td><td>32%</td><td>34%</td></tr>
<tr><td colspan="5">【消防局】職員採用試験受験者の女性割合（平成 28 年度実績：０%）</td></tr>
<tr><td></td><td>５%</td><td>５%</td><td>５%</td><td>10%</td></tr>
<tr><td colspan="5">【病院局】市民病院院内保育施設の入所児童数</td></tr>
<tr><td></td><td>20 人</td><td>20 人</td><td>20 人</td><td>20 人</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>取組項目</td><td colspan="5">１９　ワークライフバランスの実現</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">人事課、職員厚生課、全部局</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　職員が仕事と生活（子育てや介護等）を両立できる職場環境をさらに整備する。
②　時間外勤務の縮減に向けた取組みを推進する。
③　休暇を申請しやすい職場環境の整備を図る。
④　ストレスチェック制度をメンタル不調の予防に活用する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　男性職員の育児休業取得率を平成 33 年度に７%にする。
　また、職員１人当たりの年次休暇の取得日数を平成 33 年度に年間 14.8 日にする。
②　職員１人当たりの時間外勤務の年間時間数を平成 33 年度に 75 時間にする。
③　付添い休暇及び男性職員の育児参加のための休暇の取得日数を平均５日以上にする。
④　ストレスチェック制度の受検率向上により、メンタル不調の発生を予防する。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">職員への育児・介護等に関する諸制度の周知徹底、管理職研修等の実施</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">時間外勤務の縮減に向けた取組内容の検討、目標数値の毎年度設定による取組みの実施</td></tr>
<tr><td>検 討 →</td><td colspan="3">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③</td><td colspan="4">休暇制度及び特定事業主行動計画の周知徹底等</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④</td><td colspan="4">職員へのストレスチェック制度の周知徹底、メンタルヘルス研修内容の充実</td></tr>
<tr><td>検 討 →</td><td colspan="3">実 施 →</td></tr>
</table>

取組指標と目標数値		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	【人事課】男性職員の育児休業取得率（平成 28 年度実績：1.8%）				
		3％	5％	6％	7％
	【人事課】職員 1 人当たりの年次休暇の取得日数（平成 28 年度実績：12.9 日）				
		13.5 日	14.4 日	14.6 日	14.8 日
	【人事課】職員 1 人当たりの時間外勤務の年間時間数（平成 28 年度実績：82.6 時間）				
		81 時間	79 時間	77 時間	75 時間
	【全部局】付添い休暇及び男性職員の育児参加のための休暇取得の平均日数				
		5日以上	5日以上	5日以上	5日以上
	【職員厚生課】ストレスチェック制度の受検率（平成 28 年度実績：76.1%）				
		77%	78%	79%	80%以上

取組項目	２０　柔軟な働き方の推進			
担当	人事課			
取組内容	フレックスタイム制の導入を調査・研究する。			
目　標 (目標数値・効果)	フレックスタイム制の導入を調査・研究するとともに、効果的な職場環境を整備し、公務能率のより一層の向上を図る。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	フレックスタイム制の導入の調査・研究			
	調査・研究 →	→	試 行 →	→

取組項目	２１　適正な事務処理の推進 ⑴　コンプライアンスの徹底
担当	総務課、人事課
取組内容	①　コンプライアンスの推進に向けて、関連制度の見直しや適切な運用を行う。 ②　徳島市職員不祥事防止対策行動計画を抜本的に見直し、コンプライアンス推進体制を再構築する。
目　標 (目標数値・効果)	①　コンプライアンス体制を強化するとともに、職員が公益通報しやすい体制の整備を図る。 ②　職員の不祥事や不適切な事務処理等を防止し、「より透明性の高い、市民に信頼される市政」を推進する。

取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①	職員への公益通報制度の周知、公益通報制度の適宜見直し			
		実 施（平成 30 年度～平成 33 年度）			
		コンプライアンスに関する研修の実施			
		検 討	実 施（平成 31 年度～平成 33 年度）		
	②	コンプライアンスを推進するための新たな基本方針及び具体策の策定・実施			
		検 討（平成 30 年度～平成 32 年度）			実 施
取組指標と目標数値		コンプライアンスに関する研修の参加人数			
			80 人	80 人	80 人

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="5">２１　適正な事務処理の推進</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑵　監査機能の充実</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">監査事務局</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　監査機能の充実・強化を図るための調査・研究を行う。
②　定期監査の指摘事項を全庁的に共有化する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　効果的・効率的な監査を実施する。
②　各所属の適正な事務処理に役立てる。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">各種研修会への参加、国等の状況調査、監査基準の改正・公表</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">定期監査の指摘事項の全庁共有化</td></tr>
<tr><td>検 討 →</td><td colspan="3">実 施 →</td></tr>
</table>

【基本方針２】行政運営機能の強化

戦略４　連携経営の推進

取組項目	２２　広域連携の推進			
	⑴　定住自立圏の連携強化			
担当	企画政策課、関係課			
取組内容	徳島東部地域定住自立圏域を形成する市町村との連携・協力関係を一層強め、圏域の将来に繋がる各種施策に重点的に取り組む。			
目　標 (目標数値・効果)	定住自立圏共生ビジョンに基づく連携事業を拡大し、圏域住民の利便性向上や圏域市町村の行政運営機能の強化を図り、圏域における人口規模の確保に繋げる。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	「第２次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン」に基づく連携事業の実施			
	実 施 →	実 施 →	実 施 →	
	「新たな共生ビジョン」の策定、連携事業の実施			
		検 討 →	検 討 →	実 施 →
取組指標と目標数値	圏域の将来人口 ※（　）は国立社会保障・人口問題研究所が推計した圏域の将来人口			
	42.7 万人 （42.7 万人）	42.5 万人 （42.4 万人）	42.2 万人 （42.1 万人）	42.1 万人 （41.8 万人）

取組項目	２２　広域連携の推進			
	⑵　ＤＭＯの取組みの推進			
担当	観光課			
取組内容	徳島東部地域ＤＭＯを中心として、「観光地域づくり」に取り組む。			
目　標 (目標数値・効果)	観光客数を平成 33 年度に 238 万人にする。 延べ宿泊者数を平成 33 年度に 82 万人にする。 訪日外国人旅行者の宿泊者数を平成 33 年度に７万人にする。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	ＤＭＯの設立、観光関連事業者や行政等との連携・ネットワークづくりや地域の素材を生かした「食」メニューの開発支援等の実施			
	実 施 →	→	→	→
	インバウンドを含む観光客の誘致、観光施設等の多言語対応			
	実 施 →	→	→	→
取組指標と 目標数値	観光客数（平成 28 年度実績：214.6 万人）			
	226 万人	230 万人	234 万人	238 万人
	延べ宿泊者数（平成 28 年度実績：76.6 万人）			
	79 万人	80 万人	81 万人	82 万人
	外国人宿泊者数（平成 28 年度実績：2.8 万人）			
	4.0 万人	4.8 万人	5.8 万人	7.0 万人

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="4">２２　広域連携の推進</td></tr>
<tr><td colspan="4">⑶　一般廃棄物中間処理施設の整備</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="4">環境施設整備室</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="4">周辺５市町と共に一般廃棄物中間処理施設を広域整備する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="4">周辺５市町と連携し、新たな一般廃棄物中間処理施設を整備することで、環境負荷の軽減やコストの抑制を図る。
〈施設整備の基本方針〉
・環境に配慮した施設
・ごみを安全・安定的に処理できる施設
・経済性に優れた施設
・災害に強い施設
・社会情勢等の変化に柔軟な対応ができる施設</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取組工程</td><td>平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">施設整備に係る基本計画・地域計画、実施計画及び環境影響評価書等の策定</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施（平成 30 年度～平成 33 年度）</td></tr>
<tr><td colspan="4">造成設計・工事及び施設設計・工事</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>実 施</td></tr>
</table>

取組項目	２３　自治体クラウドの導入			
担当	情報推進課			
取組内容	自治体クラウドの導入に向けて、調査・検討を行う。			
目　標 (目標数値・効果)	情報システムの最適化によるコストの縮減及び業務の効率化を図る。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	クラウド化のコスト面や利便性、高度な安全性・安定性の確保に関する調査・検討			
	調査・研究 →	検　討 →		

【基本方針３】健全な行財政基盤の確立

戦略５　財政基盤の強化

<table>
<tr><td>取組項目</td><td colspan="5">２４　効率的な予算編成の推進</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">財政課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　過度に基金に依存せず、歳入の見込みの範囲内で効果的・効率的な歳出予算を編成する。
②　予算編成の過程で事務事業のスリム化・効率化を推進する。
③　財政状況の見える化（公会計の活用）の推進を図る。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　基金の取崩しの抑制又は積立てを図る。(標準財政規模の 12%以上の基金残高を確保）
②　限られた財源の範囲内での効率的な事務事業を推進する。
③　財政状況の見える化により、多様な視点での分析や類似団体との比較を行い、一層の財政効率化を推進する。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">次年度の一般財源収入見込範囲内での部局別枠配分による歳出予算の編成</td></tr>
<tr><td colspan="2">検 討</td><td colspan="2">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">過去の不用額の洗い出し、他の効果的施策への財源の振替え</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③</td><td colspan="4">財政状況の見える化の推進</td></tr>
<tr><td colspan="2">検 討</td><td colspan="2">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">経常収支比率（平成 28 年度決算：96.8%）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>類似団体平均以下（平成 28 年度類似団体決算調査値平均：93.3%）</td></tr>
<tr><td colspan="5">財政調整基金及び減債基金残高
（平成 28 年度末 63 億円＝標準財政規模の 11.7%）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>標準財政規模の 12%以上</td></tr>
</table>

取組項目	２５　市債の適正な管理			
担当	財政課			
取組内容	後年度に地方交付税で全額措置される臨時財政対策債を除く通常債については、事業の選択と集中により、発行額を極力抑制する。			
目　標 (目標数値・効果)	臨時財政対策債を除く通常債残高（平成 28 年度末残高:539 億円)の縮減を図り、将来の公債費負担を軽減する。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	臨時財政対策債を除く通常債の発行額抑制			
	実 施 →			
取組指標と 目標数値	通常債残高（平成 28 年度末：539 億円）			
	現行未満	現行未満	現行未満	現行未満
	実質公債費比率（平成 28 年度決算：6.5%）			
				類似団体平均以下（平成 28 年度類似団体決算調査値平均：5.0%）

取組項目	２６　市税の課税客体把握の徹底			
担当	市民税課、資産税課			
取組内容	各種税務調査や未申告者への申告指導を強化するとともに、電子申告を推進する。			
目　標 (目標数値・効果)	課税客体の把握を徹底し、課税の適正性と公平性を確保する。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	出張申告受付の導入、法定調書等の活用の推進、土地・家屋の現況調査の実施			
	実 施 →	拡 大 →		
	広報活動等による電子申告の推進			
	実 施 →			
取組指標と 目標数値	給与支払報告書の電子申告比率（平成 29 年度見込：42%）			
	43%	45%	48%	50%
	法人市民税申告書の電子申告比率（平成 29 年度見込：61%）			
	63%	65%	68%	70%

取組項目	２７　市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進 ⑴　市税の徴収率の向上
担当	納税課、市民税課、資産税課
取組内容	①　徴収対策の強化と差押財産の積極的な公売を実施する。 ②　収納・徴収業務に係る関係課との連携強化を図る。 ③　多様な納付方法の導入を検討する。 ④　研修等を強化し、職員の課税・徴税技術の向上を図る。 ⑤　個人住民税の給与所得に係る特別徴収を推進する。 ⑥　収納対策の進行管理を行う徳島市市税等収納対策本部を定期的に開催する。
目　標 (目標数値・効果)	①　徴収率を現年度分・滞納繰越分合計で平成 33 年度に 97%にする。 ②　関係課との情報共有により、効率的な納税者調査を実施する。 ③　納税者の利便性向上を図る。 ④　職員の課税・徴税技術の向上と人材育成の強化を図る。 ⑤　給与所得者の特別徴収比率を平成 33 年度に 87%にする。 ⑥　収納・徴収率等の定期的な報告を通じて、目標を確実に達成する。

取組工程

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
① 滞納処分の強化、財産調査の拡大、差押債権の拡大、捜索・公売の実施等	実 施 →	→	→	→
② 法定相続人、郵送物未送達者等の情報の共有・分析	実 施 →	→	→	→
③ 地方税共通納税システムの運用開始に合わせた電子納税の実施	検 討 →	検 討 → / 実 施 →	実 施 →	→
④ 各種研修への参加、徴税吏員の県・市相互併任制度の活用	実 施 →	→	→	→
⑤ 給与所得に係る特別徴収義務者の一斉指定	検 討 →	実 施 →	→	→
⑥ 徳島市市税等収納対策本部による進行管理	実 施 →	→	→	→

取組指標と 目標数値	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	市税徴収率（平成 28 年度実績：現年度分・滞納繰越分合計 93.8%）			
	94.9%	95.6%	96.3%	97.0%
	公売実施件数（平成 29 年度見込： 4 件）			
	8 件	8 件	8 件	8 件
	給与所得者の特別徴収比率（平成 29 年度見込：81.4%）			
	82.0%	85.0%	86.0%	87.0%

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="5">２７　市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑵　国民健康保険料の収納率の向上</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">保険年金課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　現年度収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化を図る。
②　収納・徴収業務に係る関係課との連携強化を図るとともに、多様な納付方法の導入を検討する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　現年度収納率を平成 33 年度に 90%、滞納繰越分収納率を 12%にする。
②　情報共有による連携強化により、効率的な納付者調査を実施する。また、納付者の利便性向上を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td>①</td><td colspan="4">口座振替の窓口推奨、資格証明書の発行及び滞納処分の強化による滞納繰越分の収納率向上
実 施（平成 30 年度～平成 33 年度）</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="4">収納対策連絡会議の開催による関係課の連携強化及び多様な納付方法の検討
実 施（平成 30 年度～平成 33 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">現年度収納率（平成 28 年度実績：87.59%）</td></tr>
<tr><td></td><td>89.0%</td><td>90.0%</td><td>90.0%</td><td>90.0%</td></tr>
<tr><td colspan="5">滞納繰越分収納率（平成 28 年度実績：10.91%）</td></tr>
<tr><td></td><td>11.3%</td><td>11.6%</td><td>12.0%</td><td>12.0%</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="5">２７　市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑶　介護保険料の収納率の向上</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">介護保険課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　現年度収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化を図る。
②　収納・徴収業務に係る関係課との連携強化を図るとともに、多様な納付方法の導入を検討する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　現年度収納率を平成33年度に98.4%、滞納繰越分収納率を８%にする。
②　情報共有による連携強化により、効率的な納付者調査を実施する。また、納付者の利便性向上を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">収納状況の分析等に基づく効果的な納付相談・徴収の実施</td></tr>
<tr><td>検 討</td><td colspan="3">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">収納対策連絡会議の開催による関係課の連携強化及び多様な納付方法の検討</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">現年度収納率（平成 28 年度実績：98.08%）</td></tr>
<tr><td></td><td>98.1%</td><td>98.2%</td><td>98.3%</td><td>98.4%</td></tr>
<tr><td colspan="5">滞納繰越分収納率（平成 28 年度実績：7.72%）</td></tr>
<tr><td></td><td>7.8%</td><td>7.9%</td><td>8.0%</td><td>8.0%</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="5">２７　市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑷　保育料の収納率の向上</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">子ども施設課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　現年度収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化を図る。
②　口座振替の利用促進を強化する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　収納率を向上させる。
②　口座振替利用率を向上させる。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">保育所等利用調整基準の変更</td></tr>
<tr><td>検 討 →</td><td colspan="3">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">更なる口座振替の利用推進・強化</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">現年度収納率（平成 28 年度実績：99.61%）
口座振替利用率（平成 29 年 3 月時点：98.81%）</td></tr>
<tr><td></td><td>引き続き 100%
を目指す</td><td>引き続き 100%
を目指す</td><td>引き続き 100%
を目指す</td><td>引き続き 100%
を目指す</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="5">２７　市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑸　住宅使用料の収納率の向上</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">住宅課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　現年度収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化を図る。
②　収納・徴収業務に係る関係課との連携強化を図るとともに、多様な納付方法の導入を検討する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　現年度収納率を平成 33 年度に 94%、滞納繰越分収納率を 14%にする。
②　情報共有による連携強化により、効率的な納付者調査を実施する。また、納付者の利便性向上を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">口座振替の推進や収入申告の周知強化による収納率の向上、適切な滞納処分の実施</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">収納対策連絡会議の開催による関係課の連携強化及び多様な納付方法の検討</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">現年度収納率（平成 28 年度実績：91%）</td></tr>
<tr><td></td><td>92.5%</td><td>93.0%</td><td>93.5%</td><td>94.0%</td></tr>
<tr><td colspan="5">滞納繰越分収納率（平成 28 年度実績：11.33%）</td></tr>
<tr><td></td><td>12.5%</td><td>13.0%</td><td>13.5%</td><td>14.0%</td></tr>
</table>

取組項目	２８　事務事業の見直し				
担当	企画政策課、財政課、全部局				
取組内容	①　徳島市まちづくり総合ビジョンの適切な進行管理を行う。 ②　徳島市まちづくり総合ビジョン推進評価委員会による施策指標の達成状況等の外部評価を行う。 ③　事務事業の選択と集中に取り組む。				
目　標 (目標数値・効果)	①　市民満足度等の施策指標の達成状況を踏まえ、施策の成果・方向性を検証し、事業の見直し・改善を行う。 ②　外部評価委員に公認会計士等を含め、専門的見地からの事業の見直しに向けた意見を得る。 ③　事務事業の重点化や補助金等の見直しにより、経費の節減を図るとともに、受益者負担の適正化により、財源確保を図る。				
取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①	重点事業の自己点検と見直し			
		実 施 →			
	②	有識者による施策指標の達成状況や自己点検結果の評価の実施			
		実 施 →			
	③	事務事業の見直し			
		実 施 →			
		補助金・交付金効果検証シートの導入			
		実 施 →			
		受益者負担の適正化（ごみ処理手数料の見直し等）			
		実 施 →			
取組指標と 目標数値	重点事業が見直された施策の割合				
		60%	75%	90%	100%

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="5">２９　税源涵養の推進（地域経済の活性化）</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑴　経済振興施策の推進</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">経済政策課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　企業誘致・雇用拡大等推進事業を実施する。
②　販路拡大支援事業を実施する。
③　創業促進事業を実施する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　平成 29 年度～平成 38 年度の期間で、企業誘致件数 30 件、雇用奨励金適用人数 200 人を目指す。
②　アンケートにより、販路拡大に効果があったと回答した事業者割合を 90%以上にする。
③　平成 29 年度～平成 38 年度の期間で、創業支援者のうち創業者数 350 人を目指す。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td>①</td><td colspan="4">企業立地促進条例に基づく企業誘致の促進
実 施 →</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="4">大規模市場での販路拡大に意欲がある中小企業への支援
実 施 →</td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="4">セミナー・個別相談会の開催等による起業・創業支援の推進
実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="8">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">企業誘致件数（年間）（平成 19～28 年度平均：３件）</td></tr>
<tr><td></td><td>３件</td><td>３件</td><td>３件</td><td>３件</td></tr>
<tr><td colspan="5">雇用奨励金適用人数（年間）（平成 19～28 年度平均：16.5 人）</td></tr>
<tr><td></td><td>20 人</td><td>20 人</td><td>20 人</td><td>20 人</td></tr>
<tr><td colspan="5">販路拡大に効果があったとした事業者割合（アンケート回答に基づく）
（平成 28 年度実績：81%）</td></tr>
<tr><td></td><td>90%以上</td><td>90%以上</td><td>90%以上</td><td>90%以上</td></tr>
<tr><td colspan="5">創業支援者のうち創業者数（年間）（平成 26・27 年度平均：26 人）</td></tr>
<tr><td></td><td>35 人</td><td>35 人</td><td>35 人</td><td>35 人</td></tr>
</table>

取組項目	２９　税源涵養の推進（地域経済の活性化）				
	⑵　観光振興施策の推進				
担当	観光課				
取組内容	①　本市の魅力や観光資源を積極的に情報発信する。 ②　情報発信のための拠点施設を整備する。				
目　標 (目標数値・効果)	①　観光客数を平成 33 年度に 238 万人とする。[再掲] ②　徳島駅前観光案内所の利用者数を平成 33 年度に 2.1 万人とする。				
取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①	阿波おどりを中心としたＰＲ活動の推進、インバウンド対策としてのインターネット環境の整備や多言語対応等			
		実 施	実 施	実 施	実 施
	②	徳島駅前観光案内所の新設・運営			
		検 討	実 施	実 施	実 施
取組指標と 目標数値	観光客数（平成 28 年度実績：214.6 万人）[再掲]				
		226 万人	230 万人	234 万人	238 万人
	徳島駅前観光案内所の利用者数（平成 28 年度実績：1.6 万人）				
			1.9 万人	2.0 万人	2.1 万人

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="5">２９　税源涵養の推進（地域経済の活性化）</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑶　農業振興施策の推進</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">農林水産課、農業委員会事務局</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　首都圏等の大規模市場での農林水産物の価値や魅力を積極的に発信する。
②　徳島東部地域定住自立圏域 12 市町村の安全・安心な食材のＰＲと地産地消の推進を図る。
③　新規就農者に対し、就農直後の経営安定に必要な財政的支援を行う。
④　農地情報公開システムの有効活用を図る。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　県外での本市産食材取扱い店舗数を平成 33 年度に 24 店舗にする。
②　とくしまＩＰＰＩＮ店の認定店舗数を平成 33 年度に 204 店舗にする。
③　農業次世代人材投資資金交付者数を平成 33 年度に 102 人にする。
④　農地の利用増進に向けて、農地情報を有効に利用し、担い手への農地利用集積や遊休農地対策を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="13">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">料理フェアの開催、展示会等への出品やバイヤー商談会等の開催</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">とくしま食材フェアの開催やとくしまＩＰＰＩＮ店の拡大</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③</td><td colspan="4">農業経営開始後に経営安定を図るための資金の交付</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④</td><td colspan="4">農地情報公開システムのタブレットを活用した耕作放棄地等の農地パトロールの強化</td></tr>
<tr><td>検 討</td><td>実 施</td><td colspan="2">拡 大</td></tr>
<tr><td colspan="5">県外での本市産食材取扱い店舗数（平成 28 年度実績：２店舗）</td></tr>
<tr><td></td><td>10 店舗</td><td>20 店舗</td><td>22 店舗</td><td>24 店舗</td></tr>
<tr><td colspan="5">とくしまＩＰＰＩＮ店の認定店舗数（平成 29 年度見込：192 店舗）</td></tr>
<tr><td></td><td>195 店舗</td><td>198 店舗</td><td>201 店舗</td><td>204 店舗</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">農業次世代人材投資資金交付者数（平成 28 年度実績：78 人）</td></tr>
<tr><td></td><td>87 人</td><td>92 人</td><td>97 人</td><td>102 人</td></tr>
</table>

取組指標と目標数値		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	農地情報公開システムのアクセス件数（月）				
		7,000件	13,000件	25,000件	47,000件
	遊休農地パトロール期間の短縮				
		3箇月	3箇月	2箇月	2箇月

取組項目	３０　生活保護の適正実施			
担当	生活福祉第一課、生活福祉第二課			
取組内容	被保護者の就労促進や医療扶助の適正化等に取り組む。			
目　標 (目標数値・効果)	就労支援により自立した被保護者の割合を平成 33 年度に 9.5%にする。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	ハローワーク等の関係機関と連携した就労の促進			
	実 施 →			
	診療報酬明細書の点検強化、適正受診の指導の実施			
	実 施 →			
	生活困窮者自立支援事業による生活困窮者への包括的・継続的な支援の実施			
	実 施 →			
取組指標と 目標数値	就労支援により自立した被保護者の割合（平成 28 年度実績：7.2%）			
	8.0%	8.5%	9.0%	9.5%

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="5">３１　特別会計・企業会計の経営の適正化</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑴　各会計の経営の適正化の推進</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">各会計担当課、財政課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　特別会計・企業会計の経営戦略を策定する。
②　過度に一般会計からの繰出しに依存しない経営への改善を推進する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　各会計における収益確保策・費用節減策の一層の推進を図る。
②　一般会計からの基準外繰出金を抑制する。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">特別会計・企業会計の経営戦略の策定</td></tr>
<tr><td colspan="3">実 施 →</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">使用料の改定等による収支改善の取組みの促進、他都市との比較等に基づく基準外繰出金の抑制</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">各会計ごとの経営戦略策定数</td></tr>
<tr><td></td><td>１会計以上</td><td>２会計以上</td><td>３会計以上</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="5">基準外繰出金の抑制</td></tr>
<tr><td></td><td>現状以下</td><td>現状以下</td><td>現状以下</td><td>現状以下</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="4">３１　特別会計・企業会計の経営の適正化</td></tr>
<tr><td colspan="4">⑵　国民健康保険事業特別会計</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="4">保険年金課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="4">国民健康保険事業特別会計の実質収支の黒字化に向けて、収納率の向上や特定健康診査受診率の向上に取り組む。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="4">現年度収納率を平成 33 年度に 90%にする。[再掲]
滞納繰越分収納率を平成 33 年度に 12%にする。[再掲]
特定健康診査受診率を平成 33 年度に 55%にする。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取組工程</td><td>平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">適切な水準の保険料率の設定、収納率の向上、保険者努力支援分の公費の上積み等による歳入の確保</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td colspan="4">特定健康診査受診率の向上、後発医薬品の使用促進等による一人当たり医療費の上昇の抑制</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
<tr><td rowspan="6">取組指標と
目標数値</td><td colspan="4">現年度収納率（平成 28 年度実績：87.59%）[再掲]</td></tr>
<tr><td>89.0%</td><td>90.0%</td><td>90.0%</td><td>90.0%</td></tr>
<tr><td colspan="4">滞納繰越分収納率（平成 28 年度実績：10.91%）[再掲]</td></tr>
<tr><td>11.3%</td><td>11.6%</td><td>12.0%</td><td>12.0%</td></tr>
<tr><td colspan="4">特定健康診査受診率（平成 28 年度実績：32.2%）</td></tr>
<tr><td>35.0%</td><td>40.0%</td><td>45.0%</td><td>55.0%</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="4">３１　特別会計・企業会計の経営の適正化</td></tr>
<tr><td colspan="4">⑶　介護保険事業特別会計</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="4">介護保険課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="4">介護保険事業の健全な運営を図るため、収納率の向上や介護保険事業計画に基づく介護予防事業等に取り組む。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="4">現年度収納率を平成 33 年度に 98.4%にする。[再掲]
介護保険の多様なサービスの割合を平成 33 年度に 12%にする。
ケアプランチェック実施数を平成 33 年度に 170 件にする。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取組工程</td><td>平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">適切な水準の保険料率設定、保険料の効果的な収納対策の実施</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td colspan="4">市独自基準によるサービス及び計画的・効果的なケアプランチェックの実施</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="6">取組指標と
目標数値</td><td colspan="4">現年度収納率（平成 28 年度実績：98.08%）[再掲]</td></tr>
<tr><td>98.1%</td><td>98.2%</td><td>98.3%</td><td>98.4%</td></tr>
<tr><td colspan="4">介護保険の多様なサービスの割合</td></tr>
<tr><td>3.0%</td><td>6.0%</td><td>9.0%</td><td>12.0%</td></tr>
<tr><td colspan="4">ケアプランチェック実施数（平成 28 年度実績：86 件）</td></tr>
<tr><td>100 件</td><td>120 件</td><td>140 件</td><td>170 件</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="4">３１　特別会計・企業会計の経営の適正化</td></tr>
<tr><td colspan="4">⑷　商業観光施設事業会計</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="4">観光課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="4">指定管理者制度を見直し、不良債務の縮減を図る。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="4">指定管理者からの納付金により増収を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">取組工程</td><td>平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">索道事業（ロープウエイ事業）の指定管理に係る納付金の導入、索道事業の指定管理期間の延長</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
</table>

取組項目	３１　特別会計・企業会計の経営の適正化			
	⑸　食肉センター事業特別会計			
担当	農林水産課			
取組内容	指定管理者と連携し効果的・効率的な運営を図る。			
目　標 (目標数値・効果)	管理経費等の適正化により経営基盤の強化を図る。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	指定管理者との連携			
	実 施 →	→	→	→
	経営戦略の策定・実施			
	検 討 →	→	→	実 施 →

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="5">３１　特別会計・企業会計の経営の適正化</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑹　中央卸売市場事業会計</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">中央卸売市場</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　中央卸売市場内の照明器具のＬＥＤ化を実施する。
②　市場活性化に向けた取組みを行う。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　立体駐車場の照明等のＬＥＤ化を行い、光熱費の削減を図る。
②　市場活性化事業を年４回実施し、市場の持つ大切な役割や生鮮食料品に関する消費者（市民）の知識の向上を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">照明器具のＬＥＤ化の実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">実 施（平成 30 年度～平成 31 年度）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">市場関係者と連携した市場の活性化事業の実施</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施（平成 30 年度～平成 33 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">ＬＥＤ化の実施率（平成 28 年度実績：蛍光灯 18.4%、水銀灯 12.8%)</td></tr>
<tr><td></td><td>蛍光灯 93.2%
水銀灯 70.9%</td><td>蛍光灯 100%
水銀灯 100%</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">市場活性化事業数（平成 28 年度実績：３回）</td></tr>
<tr><td></td><td>年４回</td><td>年４回</td><td>年４回</td><td>年４回</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="4">３１　特別会計・企業会計の経営の適正化</td></tr>
<tr><td colspan="4">⑺　住宅新築資金等貸付事業特別会計</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="4">住宅課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="4">　滞納分の催告等を実施し、収納率の向上を図る。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="4">　収納率の向上を図り、一般会計繰出金を抑制する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">取組工程</td><td>平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">徴収不能金の削減による一般会計繰出金の抑制</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施 →</td></tr>
</table>

取組項目	３１　特別会計・企業会計の経営の適正化 ⑻　下水道事業特別会計
担当	建設課、保全課、中央浄化センター、北部浄化センター
取組内容	①　使用料等の収入確保対策を実施する。 ②　公営企業会計へ移行し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る。 ③　経営戦略を策定する。 ④　再生可能エネルギーの利用等により、維持管理経費の抑制を図る。
目　標 (目標数値・効果)	①　下水道の普及率の向上対策等により、収入確保を図り、実質収支の黒字を確保する。 ②　固定資産台帳の整備及び会計システムの構築等を進め、平成 32 年４月に公営企業会計へ移行する。 ③　平成 32 年度中に経営戦略を策定する。 ④　平成 34 年度に再生可能エネルギーの利用等による維持管理経費の抑制を図る。

取組工程

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
①	公共下水道接続助成金制度の活用、下水道未接続世帯及び負担金未納世帯への戸別訪問の実施			
	実　施	実　施	実　施	実　施
②	関係部局との協議、条例等の改正、地方公営企業法の適用			
	検　討	検　討	実　施	実　施
③	経営戦略の策定・実施			
	検　討	検　討	検　討	実　施
④	再生可能エネルギーの利用等による施設運転管理経費の削減			
	検　討	検　討	検　討	検　討

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="5">３１　特別会計・企業会計の経営の適正化</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑼　水道事業会計</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">水道局</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　経営戦略を包含した形で次期水道ビジョンを策定する。また、経営戦略部分については、投資・財政計画を策定する。
②　第十浄水場自家用太陽光発電設備設置による動力費の削減及び省エネ設備の導入を検討する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　次期水道ビジョンを平成 30 年度に策定し、経営基盤の強化を図る。
②　ＣＯ2 排出量の削減を目的とした補助事業を活用し、第十浄水場の商用使用電力量を削減する。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">経営戦略を包含した水道ビジョンの策定・実施</td></tr>
<tr><td>検 討</td><td colspan="3">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②</td><td colspan="4">自家用太陽光発電設備による商用使用電力量の削減</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td colspan="4">省エネ設備の導入検討</td></tr>
<tr><td colspan="4">検 討</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">年間削減商用使用電力量</td></tr>
<tr><td></td><td>60 万 kWh</td><td>60 万 kWh</td><td>60 万 kWh</td><td>60 万 kWh</td></tr>
<tr><td colspan="5">年間削減動力費</td></tr>
<tr><td></td><td>7,500 千円</td><td>7,500 千円</td><td>7,500 千円</td><td>7,500 千円</td></tr>
</table>

取組項目	３１　特別会計・企業会計の経営の適正化 ⑽　旅客自動車運送事業会計				
担当	交通局				
取組内容	①　次期経営計画を策定する。 ②　過度に一般会計からの繰出しに依存しない経営への改善を推進する。				
目　標 (目標数値・効果)	①　次期経営計画を平成 31 年度に策定する。 ②　一般会計からの基準外繰出金を抑制する。				
取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①	次期経営計画の策定・実施			
		検 討 →	検 討 →	実 施 →	実 施 →
	②	一般会計からの基準外繰出金の抑制			
		実 施 →	実 施 →	実 施 →	実 施 →
取組指標と 目標数値	交通局から市長部局への移行・再編路線数 （平成 28 年度実績：13 路線）				
		14 路線	14 路線		

取組項目	３１　特別会計・企業会計の経営の適正化				
	⑾　市民病院事業会計				
担当	病院局				
取組内容	①　（見直し後）経営強化プランに掲げた取り組み項目の実行と点検・評価・改善を実施する。 ②　（仮称）新経営強化プランを策定する。 ③　一般会計からの基準外繰出金を抑制する。				
目　標 (目標数値・効果)	①　計画年度内における経常収支比率 100%以上を維持する。 ②　（仮称）新経営強化プランを平成 32 年度に策定する。 ③　企業債の円滑な借入により、基準外繰出金を解消する。				
取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①	（見直し後）経営強化プランの適切な進捗管理			
		実 施 →	実 施 →	実 施 →	
	②	（仮称）新経営強化プランの策定・実施			
				検 討 →	実 施 →
	③	企業債での電子カルテ更新資金の調達			
			実 施 →	実 施 →	実 施 →
取組指標と 目標数値	経常収支比率（平成 28 年度実績：101%）				
		100%以上	100%以上	100%以上	100%以上
	地方財政法上の資金不足比率				
		0％	0％	0％	0％

取組項目	３１　特別会計・企業会計の経営の適正化			
	⑿　奨学事業会計			
担当	学校教育課			
取組内容	適切な債権管理に向けて、奨学金債権の管理に係る事務処理要綱を策定する。			
目　標 (目標数値・効果)	収入率の向上及び収入未済金の縮減を図る。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	事務処理要綱の策定・実施			
	検 討 →	実 施 →		
取組指標と目標数値	現年度分の収入率（平成 28 年度実績：69%）			
		75%	80%	85%

【基本方針３】健全な行財政基盤の確立

戦略６　更なる財源確保

取組項目	３２　多様な財源の確保 ⑴　国の支援制度や補助金等の活用			
担当	企画政策課、関係課			
取組内容	①　特区・地域再生計画等の地域づくりに関する支援制度の各部局への情報提供・利用促進を図る。 ②　財政支援等の要望を国及び県に対して行う。			
目　標 (目標数値・効果)	①　特区や地域再生等の各種支援措置（地方創生関係交付金等）を活用し、事業を効果的に推進する。 ②　国及び県に対し、重要事項に関する財政支援等の要望を行うことで、財源確保に繋げる。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	① 国の支援制度の活用促進			
	実 施 →	実 施 →	実 施 →	実 施 →
	② 国・県への重要事項に関する財政支援等の直接要望			
	実 施 →	実 施 →	実 施 →	実 施 →
取組指標と 目標数値	地域づくりに関する支援制度の活用数（平成 28 年度実績：13 件）			
	16 件	17 件	18 件	19 件
	重要事項要望数（平成 29 年度実績：国及び県 16 事項）			
	18 件	18 件	18 件	18 件

取組項目	３２　多様な財源の確保			
	⑵　更新時の公用車の売却			
担当	管財課			
取組内容	更新時における公用車の売却（オークション）を行う。			
目　標 (目標数値・効果)	公用車の売却により、財源確保に繋げる。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	公用車の売却（競争入札）			
	検 討 → 実 施	実 施 →		
	公用車の売却（官公庁オークション）、費用対効果の検証			
		検 討 →	実 施	実 施 →
取組指標と 目標数値	車両売却件数（年間）			
	２件	２件	２件	２件

取組項目	３２　多様な財源の確保			
	⑶　クラウドファンディングの推進			
担当	企画政策課、関係課			
取組内容	クラウドファンディングを推進する。			
目　標 (目標数値・効果)	インターネットを通じて、不特定多数から寄附を募ることで、財源確保に繋げる。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	クラウドファンディングの仕組みの構築、各部局への積極的な情報提供による利用促進			
	実 施 →			
取組指標と 目標数値	クラウドファンディングの実施事業数			
	２件	２件	３件	４件

取組項目	３３　広告事業等による財源の確保				
	⑴　広告媒体等の拡大				
担当	管財課、広報広聴課、情報推進課、住民課、関係課				
取組内容	①　広告媒体拡大を推進する。 ②　広告媒体（広報紙）への民間広告掲載の拡大を図る。 ③　職員用パソコンへの広告掲載の検討を行う。 ④　住民課窓口案内設備の更新にあたり、広告事業を導入する。				
目　標 (目標数値・効果)	①　広告媒体の拡大により、広告料収入を平成 33 年度に 10,000 千円にする。 ②　民間広告掲載料の増収による財源確保を図る。 ③　職員用パソコンへの広告掲載による財源確保を図る。 ④　広告事業の導入により、住民課窓口案内設備の更新費及び保守費の削減を図る。				
取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①	広告媒体の拡大			
		実 施 →	実 施 →	実 施 →	実 施 →
	②	広報とくしまの民間広告枠の拡大			
		検 討	実 施 →	実 施 →	実 施 →
	③	職員用パソコンへの広告掲載の検討			
		検 討 →	検 討 →	検 討 →	検 討 →
	④	広告事業の導入による住民課窓口案内設備の更新・保守			
		検 討 / 実 施 →	実 施 →	実 施 →	実 施 →
取組指標と 目標数値	広告料収入額（平成 29 年度見込：7,227 千円）				
		8,847 千円	10,000 千円	10,000 千円	10,000 千円
	広報とくしまの広告面積の拡大				
			平成 29 年度の 1.5 倍	平成 29 年度の 1.5 倍	平成 29 年度の 1.5 倍
	住民課窓口案内設備の更新・保守経費の削減額				
		6,500 千円	278 千円	278 千円	278 千円

取組項目	３３　広告事業等による財源の確保 ⑵　ネーミングライツ制度の導入				
担当	管財課、とくしま動物園、社会教育課、スポーツ振興課、関係課				
取組内容	ネーミングライツ制度を本格導入する。 ①　とくしま動物園全体にネーミングライツ制度を導入する。 ②　社会教育施設や体育施設等にネーミングライツ制度を導入する。 ③　その他施設にネーミングライツ制度を導入する。				
目　標 (目標数値・効果)	①　とくしま動物園（園全体）へのネーミングライツ制度導入による財源確保を図る。 ②　社会教育施設や体育施設等にネーミングライツ制度を平成 30 年度から順次導入する。 ③　その他施設にネーミングライツ制度を平成 30 年度から順次導入する。				
取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①	とくしま動物園全体のネーミングライツ制度の導入 実 施 →			
	②	社会教育施設や体育施設等へのネーミングライツ制度の導入 実 施 →			
	③	その他施設へのネーミングライツ制度の導入 実 施 →			
取組指標と目標数値	命名権料収入額（平成 29 年度見込：300 千円）				
		5,000 千円	12,500 千円	16,500 千円	16,500 千円

<table>
<tr><td>取組項目</td><td colspan="5">３４　ふるさと納税の推進</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">企画政策課、市民協働課、関係課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　ふるさと納税及び企業版ふるさと納税を推進する。
②　（仮称）ふるさとサポータークラブを設立する。
③　ふるさと納税制度を活用し、ＮＰＯ等の活動を支援する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　ふるさと納税（企業版ふるさと納税を含む）による寄附を平成 33 年度に寄附件数 10,500 件、寄附額 3.7 億円にする。
②　（仮称）ふるさとサポータークラブを設立し、新規寄附者やリピーターの増加を図る。
③　ふるさと納税制度を活用した協働事業数を平成 33 年度に２事業にする。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①</td><td colspan="4">本市の魅力発信につながる返礼品の充実等</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td colspan="4">民間企業への本市の地方創生事業の積極的なＰＲ</td></tr>
<tr><td>検 討</td><td colspan="3">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">（仮称）ふるさとサポータークラブの設立</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③</td><td colspan="4">ふるさと納税制度を活用した協働事業の実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">検 討</td><td colspan="2">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="8">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">ふるさと納税による寄附件数（平成 28 年度実績：3,310 件）</td></tr>
<tr><td></td><td>6,000 件</td><td>7,500 件</td><td>9,000 件</td><td>10,500 件</td></tr>
<tr><td colspan="5">ふるさと納税による寄附額（平成 28 年度実績：110,000 千円）</td></tr>
<tr><td></td><td>205,000 千円</td><td>260,000 千円</td><td>315,000 千円</td><td>370,000 千円</td></tr>
<tr><td colspan="5">返礼品パートナー企業数（平成 28 年度実績：35 社）</td></tr>
<tr><td></td><td>45 社</td><td>50 社</td><td>55 社</td><td>60 社</td></tr>
<tr><td colspan="5">ふるさと納税制度を活用した協働事業数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>１事業</td><td>２事業</td></tr>
</table>

【基本方針３】健全な行財政基盤の確立

戦略７　ファシリティマネジメントの推進

<table>
<tr><td>取組項目</td><td colspan="5">３５　未利用財産の積極的な処分・活用</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="5">管財課、関係課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">①　未利用財産（用途廃止された法定外公共物を含む）の積極的な処分と効果的な活用を図る。
②　未利用財産の情報提供を充実する。
③　財産管理と固定資産台帳の連携の仕組みを構築する。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="5">①　国・県・市の３者による協議会や徳島市公有財産活用推進会議での協議により、未利用財産の早期処分や効果的な活用に繋げる。
　未利用財産の処分により、年間 10,000 千円の財源確保を図る。
②　未利用財産情報の本市ホームページへの掲載や民間不動産関係団体等との連携を行うことで、処分の促進に繋げる。
③　情報連携により、財産管理の効率化を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">取組工程</td><td colspan="2">平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td colspan="4">未利用財産の効果的な活用、用途廃止された法定外公共物の速やかな処分</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="4">未利用財産の情報提供の充実による処分の促進</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③</td><td colspan="4">財産の異動等に合わせた固定資産台帳の更新</td></tr>
<tr><td colspan="2">検 討</td><td colspan="2">実 施</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組指標と
目標数値</td><td colspan="5">未利用財産の処分件数（年間）（平成 28 年度実績：19 件）</td></tr>
<tr><td></td><td>20 件</td><td>20 件</td><td>20 件</td><td>20 件</td></tr>
<tr><td colspan="5">未利用財産の処分額（年間）（平成 28 年度実績：16,380 千円）</td></tr>
<tr><td></td><td>10,000 千円</td><td>10,000 千円</td><td>10,000 千円</td><td>10,000 千円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="4">３６　公共施設の最適化</td></tr>
<tr><td colspan="4">⑴　指定管理者制度の導入と運用</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="4">行財政経営課、関係課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="4">①　指定管理者制度の未導入施設について、導入可能性を検討し、導入促進を図る。
②　指定管理者制度運用ガイドラインの見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="4">①　指定管理者制度の導入により、市民サービスの向上と経費節減を図る。
②　指定管理者制度運用ガイドラインの見直しにより、制度の適切な運用を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">取組工程</td><td>平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">指定管理者制度の導入可能性の検討、導入の促進</td></tr>
<tr><td colspan="4">実 施</td></tr>
<tr><td colspan="4">リスク管理の徹底とモニタリング体制の充実に向けた指定管理者制度運用ガイドラインの見直し</td></tr>
<tr><td>検 討</td><td colspan="3">実 施</td></tr>
</table>

取組項目	３６　公共施設の最適化 ⑵　公共施設等総合管理計画の進捗管理
担当	管財課、建設課、保全課、道路建設課、道路維持課、教育委員会総務課、水道局、関係課
取組内容	①　平成 28 年 12 月に策定した徳島市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとに具体的な目標を定める個別施設計画の策定を推進する。 ②　下水道ストックマネジメント計画を策定する。 ③　橋りょうの長寿命化を計画的に行うため、長寿命化修繕計画の見直しを行う。 ④　学校施設（小・中学校、幼稚園）の長寿命化計画を策定する。 ⑤　水道施設整備計画を策定する。
目　標 (目標数値・効果)	①　徳島市公有財産活用推進会議において、個別施設計画策定の推進を図り、長寿命化や規模の適正化、運営の効率化に向けた取組みを明確にする。 ②　下水道ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の予防保全により、計画的な改築・更新を実施し、財政負担の平準化を図る。 ③　橋りょうの長寿命化修繕計画を見直し、対症療法型とともに、予防保全型の施設管理を行うことにより、道路の安全性が確保される。 ④　学校施設の長寿命化計画を平成 32 年度までに策定する。 ⑤　ダウンサイジング、長寿命化によるライフサイクルコストの低減、コスト削減等を考慮した計画を策定し、施設の効率的な更新を行う。

取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	①	個別施設計画の策定			
		実 施 →	実 施 →	実 施 →	
	②	下水道ストックマネジメント計画の策定・実施			
		検 討 →	検 討 →	実 施 →	実 施 →
	③	橋りょう長寿命化に向けた長寿命化修繕計画の見直し・実施			
		検 討 →	実 施 →	実 施 →	実 施 →
	④	学校施設長寿命化計画の策定・実施			
		検 討 →	検 討 →	検 討 →	実 施 →

取組工程		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	⑤	水道施設整備計画の策定・実施			
		検 討	実 施	実 施	実 施
取組指標と目標数値	個別施設計画策定率（策定済個別施設計画４計画）				
				100%	

取組項目	３６　公共施設の最適化			
	⑶　体育施設のあり方の検討			
担当	スポーツ振興課			
取組内容	有識者会議を設置し、体育施設のあり方について検討する。			
目　標 (目標数値・効果)	公共施設の最適化を図る。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	有識者会議の設置、体育施設のあり方の検討			
	検 討	検 討	実 施	実 施

<table>
<tr><td rowspan="2">取組項目</td><td colspan="4">３７　学校等の規模の適正化</td></tr>
<tr><td colspan="4">⑴　幼保再編の推進</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="4">子ども企画課、学校教育課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="4">①　市立保育所第２期再編計画を推進する。
②　市立幼稚園再編計画を推進する。
③　市立就学前施設の再編計画を策定し、計画に基づく事業を実施する。また、再編計画に適切に対応できる組織及び職員体制の見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>目　標
(目標数値・効果)</td><td colspan="4">これまで以上に児童に望ましい集団活動ができるクラス編成、より効率的な運営を目指す。
子ども・子育て支援新制度に基づく質の高い教育・保育等の提供により、市民サービスの向上を図る。
認定こども園の整備により、全ての子どもに質の高い教育及び保育の総合的な提供を行うとともに、集団的教育・保育効果の確保を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">取組工程</td><td>平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">大松幼稚園、大松保育所、方上保育所を統合した幼保連携型認定こども園への再編</td></tr>
<tr><td colspan="2">実 施 →</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">徳島市子ども・子育て支援事業計画に基づく徳島・富田中学校区における再編の方向性を検討し決定</td></tr>
<tr><td colspan="2">検 討 →</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">市立就学前施設の再編計画の策定による事業推進、組織及び職員体制の見直し</td></tr>
<tr><td colspan="2">検 討 →</td><td colspan="2">実 施 →</td></tr>
</table>

取組項目	３７　学校等の規模の適正化			
	⑵　小中学校の再編の検討			
担当	学校教育課			
取組内容	（仮称）小中学校のあり方検討委員会を設置し、小中学校の再編について検討する。			
目　標 (目標数値・効果)	小中学校の適正な学級規模の確保を図り、教育効果を高める。			
取組工程	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	（仮称）小中学校のあり方検討委員会の設置			
	実 施 →			
	適正規模並びに統廃合や、小中一貫教育を含め、将来の小中学校の方向性の検討			
	検 討 →			

参考資料

Ⅰ　策定経過

平成29年

5月10日	第1回徳島市行財政力強化推進本部会議 ・徳島市行財政力強化プラン2014の着実な実施について ・新たな行財政運営計画の策定について
6月15日	6月議会報告（総務委員会） ・新たな行財政運営計画の策定について
7月14日	第2回徳島市行財政力強化推進本部会議 ・新たな行財政運営計画の策定にかかる議会報告について ・新たな行財政運営計画の検討項目（案）について
8月23日	第1回徳島市行財政力強化市民会議 ・新たな行財政運営計画の策定について
9月　6日	第3回徳島市行財政力強化推進本部会議 ・歳出の抑制及び歳入の確保につながる事業等の見直しについて
10月12日	第4回徳島市行財政力強化推進本部会議 ・新たな行財政運営計画（案）の概要について
11月　9日	第2回徳島市行財政力強化市民会議 ・新たな行財政運営計画（素案）について
11月17日	第3回徳島市行財政力強化市民会議 ・徳島市行財政力強化市民会議意見書について
11月22日	第5回徳島市行財政力強化推進本部会議 ・徳島市行財政力強化市民会議意見書について ・（仮称）徳島市行財政改革推進プラン2018（素案）について
12月　1日	12月議会報告（総務委員会） ・（仮称）徳島市行財政改革推進プラン2018（素案）について
12月22日～ 翌年1月22日	（仮称）徳島市行財政改革推進プラン2018（素案）のパブリックコメント手続の実施（市民からの意見募集）

平成30年

2月　9日	第6回徳島市行財政力強化推進本部会議 ・徳島市行財政力強化プランの取組状況について ・（仮称）徳島市行財政改革推進プラン2018（素案）に対するパブリックコメント手続の実施結果について
2月28日	3月議会報告（総務委員会） ・徳島市行財政力強化プランの取組状況について ・徳島市行財政改革推進プラン2018（案）について
3月29日	第4回徳島市行財政力強化市民会議 ・徳島市行財政力強化プランの取組状況について ・徳島市行財政改革推進プラン2018について

II　徳島市行財政力強化市民会議設置要綱

徳島市行財政健全化市民会議設置要綱（平成 17 年４月１日）の全部を改正する。

（目的）

第１条　本市の行財政力の強化に向けた取組みについて、市民の意見を反映させるため、徳島市行財政力強化市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（任務）

第２条　市民会議は、市が指定する事項に対し、幅広い視点から検討し意見を述べる。

（委員）

第３条　市民会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

２　委員は、学識経験者、各種団体代表者等及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。

３　前項の公募市民の要件その他の公募に関する事項は、市長が別に定める。

４　委員の任期は、就任した日の属する年度の３月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第４条　市民会議に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

４　副会長は、委員のうちから会長が指名する。

５　会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

（解散）

第６条　市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

（事務局）

第７条　市民会議の事務局は、総務部行政管理総室行財政経営課とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮り決定する。

附　則

この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

注　前記の徳島市行財政力強化市民会議設置要綱を次のように全部改正し、平成 30 年４月１日から施行する。

○徳島市行財政改革推進市民会議設置要綱

徳島市行財政力強化市民会議設置要綱（平成 26 年４月１日）の全部を改正する。

（目的）

第１条　本市の行財政改革の推進に向けた取組みについて、市民の意見を反映させるため、徳島市行財政改革推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（任務）

第２条　市民会議は、市が指定する事項に対し、幅広い視点から検討し意見を述べる。

（委員）

第３条　市民会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

２　委員は、学識経験者、各種団体代表者等及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。

３　前項の公募市民の要件その他の公募に関する事項は、市長が別に定める。

４　委員の任期は、就任した日の属する年度の３月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第４条　市民会議に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

４　副会長は、委員のうちから会長が指名する。

５　会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会の設置）

第６条　市民会議に、専門的な検討等を行う必要がある場合に、専門部会を別に設けることができる。

２　専門部会の組織、その他必要な事項は、市長が別に定める。

（解散）

第７条　市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

（事務局）

第８条　市民会議の事務局は、総務部行政管理総室行財政経営課とする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮り決定する。

附　則

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

Ⅲ　徳島市行財政力強化市民会議委員名簿

（五十音順、敬称略、平成 29 年 8 月 23 日現在）

氏名	所属・役職等	備考
岩崎　圭子	ファイナンシャル・プランナー	
奥嶋　政嗣	徳島大学大学院社会産業理工学研究部・准教授	
小山　純子	福祉ボランティアの会・代表	
讃野　由髙	観光ボランティアガイド（公募市民）	
島田　和男	徳島市コミュニティ連絡協議会・会長	
竹中　淳二	徳島経済研究所・理事兼事務局長	
中村　昌宏	元徳島文理大学総合政策学部・学部長	会長
疋田　光伯	四国大学大学院経営情報学研究科・研究科長	副会長
久積　育郎	徳島県勤労者福祉ネットワーク・理事長	
吉成　由美子	徳島県婦人団体連合会・副会長	

Ⅳ　徳島市行財政力強化推進本部設置要綱

徳島市行財政健全化推進本部設置要綱（平成 16 年８月 31 日）の全部を改正する。

（目的）

第１条　本市が、多様な政策課題を効果的・効率的に処理できる経営型の行政運営への転換に向けて全庁的な体制のもと行財政力の強化に取り組むため、徳島市行財政力強化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進本部は、前条の目的を達成させるため、平成 26 年４月１日から平成 30 年３月 31 日までの間、次の各号に掲げる事項を所掌する。

⑴　徳島市行財政力強化プラン 2014（以下「強化プラン」という。）の実施に関すること。

⑵　その他行政運営機能の強化及び行財政基盤の強化に係る重要事項に関すること。

（構成）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

２　本部長は、市長をもって充てる。

３　副本部長は、第一副市長及び第二副市長をもって充てる。

４　本部員は、企画政策局長、総務部長、財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市整備部長、土木部長、危機管理監、消防局長、会計管理者、水道局長、交通局長、病院局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び農業委員会事務局長をもって構成する。

５　本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する本部員以外の者を本部員に指定することができる。

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、推進本部を総括する。

２　副本部長は、本部長を補佐する。

３　副本部長は、あらかじめ本部長の定めるところにより本部長不在の場合はその職務を代理する。

（会議）

第５条　本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

２　本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

（部会の設置）

第６条　本部長は、強化プランの取組項目を推進するにあたり、必要があると認めるときは、当該取組項目に関係する本部員等で構成する部会を別に設けることができる。

２　部会は、推進本部から権限の委任を受け、当該取組項目に関する事項について検討及び協議を行い、当該取組項目の推進方法等を決定する。

３　部会は、前項の規定による検討及び協議の結果並びに決定した推進方法等を推進本部に対して適宜報告する。

４　部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第７条　推進本部の庶務は、総務部行政管理総室行財政経営課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

注　前記の徳島市行財政力強化推進本部設置要綱を次のように全部改正し、平成 30 年４月１日から施行する。

○徳島市行財政改革推進本部設置要綱

徳島市行財政力強化推進本部設置要綱（平成 26 年４月１日）の全部を改正する。

（目的）

第１条　健全な行財政基盤づくりに向けて、更なる行財政改革を全庁的な体制で着実に推進するため、徳島市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進本部は、前条の目的を達成させるため、平成 30 年４月１日から平成 34 年３月 31 日までの間、次の各号に掲げる事項を所掌する。

⑴　徳島市行財政改革推進プラン 2018 の実施に関すること。

⑵　その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

（構成）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

２　本部長は、市長をもって充てる。

３　副本部長は、第一副市長及び第二副市長をもって充てる。

４　本部員は、企画政策局長、総務部長、財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市整備部長、土木部長、危機管理局長、消防局長、会計管理者、水道局長、交通局長、病院局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び農業委員会事務局長をもって構成する。

５　本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する本部員以外の者を本部員に指定することができる。

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、推進本部を総括する。

２　副本部長は、本部長を補佐する。

３　副本部長は、あらかじめ本部長の定めるところにより本部長不在の場合はその職務を代理する。

（会議）
第５条　本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。
２　本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。
（専門部会の設置）
第６条　本部長は、必要があると認めるときは、行財政改革に関する事項を効率的に検討するための専門部会を別に設けることができる。
２　専門部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。
（庶務）
第７条　推進本部の庶務は、総務部行政管理総室行財政経営課において処理する。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
附　則
この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

V 用語解説

あ 行

新たな地域自治協働システム

地域の課題は地域で解決する、自分たちの地域は自分たちでつくるを理念に、地域住民が主体となって、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するための仕組み。

一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもので、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。

一般財源

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる収入（地方税、地方譲与税、地方交付税等）。

インバウンド

外国人の訪日旅行。

インフラ

道路・通信・公共施設等の産業や生活の基盤となる施設。

オープンデータ

全ての人が、著作権、特許等の制限なく利用・再掲載できるデータ。経済の活性化や行政の透明性向上のため行政機関等が保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報等の公共データ。

音訳デイジー

デイジーは、digital accessible information system の略。カセットテープに代わる録音図書として開発されたもの。目次から、読みたい章や節を再生することができる機能を持つ。

か 行

外部委託（アウトソーシング）

自社の業務の一部または全部を、外部の企業等に委託し、その専門的な知識、技術、資源を有効活用することにより、経費削減や事務の効率化を図ること。

涵養（かんよう）

自然に水が染み込むように徐々に養い育てること。

企業会計

一般的には株式会社等の民間企業における会計をいうが、地方財政法上は、地方公営企業法の全部又は一部が適用される会計をいう。本市には、全部が適用される３会計（水道事業会計、旅客自動車運送事業会計、市民病院事業会計）と、一部が適用される２会計（中央卸売市場事業会計、商業観光施設事業会計）がある。

基金

地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するため設けるもの。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、毎年固定的に必要となる経費。（人件費、扶助費、公債費）

共助

地域コミュニティなど近隣で互いに助けあうこと。

共創

本市では、市民ニーズや地域の抱える課題が多様化・複雑化しているため、市民をはじめとした多くの人と、目標に向かって、協力しながら課題の解決を図る。

クラウドファンディング

個人や企業、その他の機関がインターネットを介して、寄附、購入、投資などの形態で不特定多数の人から資金を調達する仕組み。

繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費。（一般会計から公営企業会計、国民健康保険事業会計等に対し、建設費・事務費の補助のために支出されるもの等）

経営戦略

各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。施設・整備に関する投資の見通しの試算と、財源の見通しの試算を行い、支出と収入が均衡した投資・財政計画を中心とし、組織効率化・人材育成や広域化、ＰＰＰ／ＰＦＩ等の効率化、経営健全化のための取組方針を示すことが求められるもの。

経済財政運営と改革の基本方針

国が経済財政政策に関し、内閣総理大臣のリーダーシップを十分に発揮させるとともに、関係国務大臣や有識者議員等の意見を十分に政策形成に反映させることを目的に設置している経済財政諮問会議において取りまとめられる基本方針。

減債基金

歳入の減少等に関係なく支出しなければならない義務的経費である公債費の支出を計画的に行うために積み立てたもの。

耕作放棄地

過去１年以上耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。

公助

行政による支援のこと。

行動変革

自己啓発をすることにより意識改革をし、その考えに基づいて行動を起こすこと。

コンプライアンス

法令遵守。社会規範に反することなく、公平・公正に業務遂行すること。

さ 行

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等がある。

財政危機宣言

平成 17 年 2 月 16 日に市長が宣言したもので、本市の財政状況がかつてない危機的な状況に直面しており、このままの状態が続けば、近い将来には財政再建団体への転落が必至であった状況を克服し、将来を見据えた健全な行財政運営を確立するため、抜本的な改革に取り組む決意を示したもの。

財政再建準用団体

実質収支が赤字になり、財政再建のために地方財政再建促進特別措置法に基づく指定を受けた地方公共団体。市町村では、前年度実質収支において標準財政規模（各地方公共団体における一般財源の標準的規模を示すもの）の 20%以上の赤字が生じた場合、これに該当した。

現在は、平成 19 年 6 月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく新たな財政再建制度に移行している。

財政調整基金

地方公共団体において年度間の財源の不均衡を調整するため、積み立てられた貯金のこと。

さわやかスマイル運動

「８つの誓い」をスローガンに掲げ、市民の立場に立った信頼される明るく親しみやすい元気な市役所を目指し、最高の行政サービスを提供することにより、市民満足度の向上を図る運動。

①さ わやかな笑顔のあいさつ

②わ かりやすく丁寧な言葉づかい

③や さしく親切な対応

④か んじ良く清潔な身だしなみ

⑤ス　すんで声をかけ、スピーディーな対応
⑥マ　よっている市民に親切、丁寧に
⑦イ　いません難しい役所言葉
⑧ル　ールを守って、市民満足度の向上を目指しましょう

事業継続計画（ＢＣＰ）

Business Continuity Plan の略。自然災害、大火災、テロ事件等の緊急事態に遭遇した場合において、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画。

実質収支

単年度の収入と支出の差額から、翌年度に繰り越すことが決まっている財源を差し引いたもの。

実質単年度収支

前年度の実質収支の差から、財政調整基金からの繰入金等を除いたもの。

自主防災組織

地域住民が自治会、町内会単位等、各地域の実情に応じて組織化し、自主的に連携して防災活動を行う集まりのこと。平常時は防災訓練の実施や防災知識の啓発を行い、災害時は初期消火や住民の避難誘導、負傷者の救出や救護等を行う。

自助

自分の命は自分で守る、自分のことは自分で助けること。

持続可能

経済活動や福祉の水準が長期的に維持可能なこと。

自治体クラウド

地方公共団体が情報システムを自らの庁舎で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターにおいて保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする仕組み。
複数の地方公共団体が一体となって、情報システムの共同化と集約化を進めることにより、システムに係る経費の削減や業務の負担軽減が期待できる。

指定管理者制度

平成 15 年９月に施行された地方自治法の一部改正により導入された制度。体育施設、教育・文化施設、社会福祉施設等、市民が直接利用する公の施設の管理・運営を民間事業者等の団体が行い、民間のノウハウを活用することで、市民サービスの向上や経費の節減を図る制度。

市民参加

市民が意見を述べ、又は提案することを通じ、市政にかかわること。

市民満足度調査

徳島市まちづくり総合ビジョンの取組みの達成状況を把握するために、市民がどう感じているかを数値として捉え、分析を行い、その結果を今後の市政運営の参考として活用するために行う調査。

社会保障関係費

医療、介護等の生活の保障に関する費用。

受益者負担

特定の公共事業の必要な経費にあてるため、その事業によって利益を受ける者が、経費の一部を負担すること。

職員提案・chiedas（ﾁｴﾀﾞｽ）運動

「チエダス」は「知恵出す」の意。本市における職員提案制度のことで、「アイデア提案」と「カイゼン運動」の２種類がある。職員の改革意識を高め、職場の活性化を図るとともに、優秀な提案については、事務事業に採用することにより、市民サービスの向上及び効果的・効率的な行財政運営に資することを目的としている。

ジョブローテーション

若手職員について、幅広い能力開発や業務適性の把握を目的として、採用後の一定期間（10～15 年程度）をジョブローテーション期間と定め、窓口部門、事業部門、管理部門の各分野を経験できるような人事配置を行う本市の取組み。

人件費

職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費。

人口減少社会

出生数よりも死亡数の方が多く、継続して人口が減少していく社会。

人材育成基本方針

長期的かつ総合的な観点で、職員の能力開発を効果的に推進するために人材育成の目的、方策等を明確にした本市の方針。

スクラップアンドビルド

事務事業の見直しを行い、既存の事務事業の廃止や統合（スクラップ）により生み出された財源等を新規の事務事業（ビルド）に振り向ける手法や方式。

ストレスチェック制度

定期的に労働者のストレス状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレス状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場の改善に繋げることにより、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止するもの。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

た 行

ダウンサイジング

モノのサイズや組織の規模を小さくすること。

地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ）

産業構造や人口動態、人の流れ等の官民ビックデータを集約し、可視化するシステム。地方創生の様々な取組みを情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出される、お互いの連帯感や共同意識と信頼を築きながら、そこに住んでいる人たちが自主的に住みよくしていくための集団。

地域再生計画

地域再生法に基づき、地方公共団体の特色ある取組みとして国が認定したもの。国からの支援として、複数の省庁にまたがる補助金を統一した交付金や、税制優遇、プロジェクト設置のための情報提供等がある。

地区自主防災連合組織

小学校区単位以上で組織した自主防災組織。

地区別津波避難計画

津波浸水想定区域を抱えるすべての自主防災組織等が、地域ぐるみで津波からの円滑な避難ができるように作成する計画。

地方行政サービス改革

平成 27 年８月の総務省からの通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」に基づく取組み。地方財政が依然として厳しい状況にある中で、効率的・効果的に行政サービスを提供する観点から、民間委託やクラウド化等の業務改革の推進に努めること。

地方交付税

地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように、一定の基準により国が交付する税。財源不足額に対して交付される普通交付税と、普通交付税の機能を補完するために交付される特別交付税の２種類がある。

地方創生

第２次安倍政権で掲げられた、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策。

地方分権

国の事務・権限や財源を住民に身近な地方（市町村や県）に移すことで、地方が主体的に責任をもって地域の実情に応じた行政運営を行うこと。

徴税吏員

市税等の賦課徴収事務に従事する職員。

定住自立圏

中心市と周辺市町村が、自らの意思で１対１の協定を積み重ねる結果として形成される圏域。中心市の要件は、人口５万人程度以上で昼夜間人口比率が１以上の都市とされている。

「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、お互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

デジタルブック

パソコンやスマートフォン等の画面上で本をめくるように読むことができる技術。

電子申告（エルタックス）

地方税の申告、申請等の手続きが、インターネットを利用して行えるシステム。

投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等のストックとして将来に残るものに支出される経費（普通建設事業費、災害復旧事業費等）。

とくしまＩＰＰＩＮ店

徳島東部の野菜等をたくさんの人に知ってもらい、広く親しんでもらうために、それらを使ったメニューを提供する店舗を本市が認定している。

徳島市個人情報保護条例

個人情報の保護に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした条例。

徳島市市民参加基本条例

市民参加によるまちづくりを一層進めるため、市の基本的事項を定める計画の策定や条例の制定等において、その企画立案から決定に至るまでの過程で、市民が市政に対して意見を述べ、提案するための基本的な仕組みについて定めた条例。

徳島市情報公開条例

市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、市が保有している公文書を市民の請求によって公開することを定めた条例。

徳島市情報セキュリティポリシー

本市が所有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策について、総合的、体系的に取りまとめたもの。

徳島市まちづくり総合ビジョン

少子高齢化の進行等、社会情勢の変化に的確に対応していくため、新たなまちづくりの指針として策定した計画。まちの将来像として「笑顔みちる水都　とくしま」を掲げ、市民満足度の高い、多くの人に住みたい、住み続けたいと思ってもらえるまちを目指す。

徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン

徳島東部圏域の将来像の実現に向けて、定住自立圏形成協定に基づき、中心市である本市と周辺 11 市町村（小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町）が連携して推進する具体的取組を示したもの。

特定健康診査

40 歳以上 75 歳未満の人を対象に行う糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査で、メタボリックシンドロームに着目して生活習慣病のリスクを検査するもの。

特別会計

特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設ける会計。

特区

民間事業者の経済活動や地方公共団体の事業を活性化させたり、新たな産業を創出したりするために、国が規制を緩和する等の特例措置を適用する地域。

な 行

南海トラフ地震

南海トラフ及びその周辺地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震。南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれ、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

認定こども園

就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。

ネーミングライツ

スポーツ施設や文化施設等の名称にスポンサー企業の社名やブランド名を付与する権利で、「施設命名権」とも呼ばれる。

農地情報公開システム

市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づき、農地情報を電子化・地図化して公開する全国一元的なシステム。インターネットを利用して、新規参入を希望する「農地の受け手」が全国から希望の農地を無料で探すことが出来る。

は 行

パブリックコメント手続

徳島市市民参加基本条例に基づく市民参加手続の方法のひとつ。本市の基本的な施策等に関する計画の策定や条例の制定にあたり、あらかじめ案を広く公表し、これに対する市民等からの意見を考慮して対象施策を定めるとともに、当該意見に対する実施機関の考え方を公表する。

避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の配慮を要する者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

ファシリティマネジメント

企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用すること。

フォロワー

ＳＮＳにおいて、特定のユーザーの更新状況を手軽に把握できる機能を利用し、同ユーザーの活動を追っている者。

複線型の人事管理

市民ニーズの高度化や複雑化へ的確に対応するため、これまでのような行政全般にわたって幅広い知識や技術を持つゼネラリストの育成に加え、特定の分野について、高度な専門知識や技術を備えたスペシャリストを育成していく人事管理。

扶助費

社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種法令等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出する経費。生活保護費等がこれにあたる。

普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なことから、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。

フレックスタイム制

労働者自身が、始業及び終業の時刻を決定することができる制度。

ペイジー

Pay easy の略。税金や公共料金等を、金融機関の窓口やコンビニのレジでの支払いだけでなく、ＡＴＭ等から支払うことができるサービス。

返礼品パートナー企業

ふるさと納税に対する返礼品を提供してもらっている事業者。

法定外公共物

水路、里道といった法律が適用されない公共物。

ま 行

マイナンバーカード

個人番号を証明する書類で、本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、様々な行政サービスを受けることができるようになるＩＣカード。

（マイナンバーカードの記載事項）

氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、電子証明書の有効期限の記載欄、セキュリティコード、臓器提供意思表示欄、引っ越した場合の住所の変更記載箇所

マイナンバー制度

年金給付関係情報や地方税関係情報等、複数の機関に存在する特定の個人情報を、国民一人ひとりに割り振られた一つの番号で結びつけることにより、同一人の情報として活用できるようにする制度。

まち・ひと・しごと創生法

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを定めた法律。

民間活力

民間企業の持つ効率的な事業運営能力や豊富な資金力をいう言葉。

や 行

幼保連携型認定こども園

認定こども園のうち、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設であり、認定こども園としての機能を果たすタイプ。他に、幼稚園型（認可幼稚園が保育所的な機能を備えるもの）、保育所型（認可保育所が幼稚園的な機能を備えるもの）等がある。

ら 行

ライフサイクルコスト

建物等の企画、設計、建設、維持管理、解体処分するまでに要する費用の総額。

類似団体

全国の市区町村を「指定都市」「特別区」「中核市」「特例市」「その他の一般市」「町村」に区分し、さらに、市町村を「人口」と「産業構造」の２要素の組合せによって類型別に分類したもの。その中で同じ類型に属する団体を指す。

わ 行

ワークライフバランス

仕事と生活の調和のこと。仕事と生活の調和が実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされる。

A～Z行

ＡＩ

Artificial Intelligence の略。人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。人間が使う言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラム。

ＢＰＲ

Business Process Re-engineering の略。既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図ること。

ＣＳＶ

Comma Separated Values の略。いくつかの項目をカンマ「,」で区切ったテキストデータ及びテキストファイル。

DMO

Destination Management Organization の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

ＩＣＴ

Information and Communication Technology の略。従来から使われている「ＩＴ」（情報技術）に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

ＩｏＴ

Internet of Things の略。身の周りのあらゆるモノがインターネットにつながる仕組み。

ＫＰＩ

Key Performance Indicators の略。目標達成に向けた具体的な業務プロセスの進捗を測るために設定する指標の中でも特に重要なもの。

ＬＥＤ

Light Emitting Diode（発光ダイオード）の略。電気を流すと発光する半導体チップを樹脂で覆った光源。小型、軽量、高い視認性、早い応答速度等の特徴に加えて、長寿命、低消費電力。

ＮＰＯ

Non Profit Organization の略。民間非営利団体（組織）のことで、民間企業のように利益の分配を目的とせず、社会的課題に対し、自らの手で、課題を解決しようとする団体のこと。特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）に基づいて法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）と呼ばれる。

ＯＪＴ

On the Job Training の略。職場内研修のことで、仕事に直接必要な知識や技能を上司・同僚から職場を通じて身に付けること。

ＰＤＣＡサイクル

企業活動等において業務を継続的に改善していく手法の一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の４つの頭文字を取ったもの。最後の Action の実施を受け、次のＰＤＣＡサイクルの Plan に繋げることで、継続的に業務改善を実施していく。

ＰＦＩ

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に行う手法。

ＰＰＰ

Public Private Partnership の略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。ＰＦＩは、ＰＰＰの代表的な手法の一つ。
指定管理者制度、市場化テスト、公設民営方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

ＳＮＳ

Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

徳島市行財政改革推進プラン 2018
～持続可能な質の高い市民サービスの実現を目指して～
2018 年（平成 30 年）3月発行

発　行　　徳　島　市
　　　　　〒770-8571　徳島市幸町２丁目５番地
編　集　　徳島市行財政力強化推進本部
　　　　　（事務局：総務部 行政管理総室 行財政経営課）
　　　　　TEL 088-621-5113　FAX 088-624-3125